

# 福島県安全で安心な県づくり の推進に関する基本計画

## (最終改定案)

平成29年3月  
福 島 県



# 目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格	1
(1) 安全で安心な県づくりのための取組	
(2) 自助・共助による自主的活動	
3 計画の位置付け	2
(1) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」	
(2) 福島県復興計画	
(3) 関係部門別計画等	
4 計画の期間	3
5 指標の設定と進行管理	3
第2章 基本方針	4
1 基本目標	4
2 安全で安心な県づくり	4
3 基本的視点(基本理念)	4
○計画推進の基本姿勢	
○安全で安心な県づくりの取組方向	
(1) 県民参画の推進	
(2) 各主体相互の協働(連携・協力)の推進	
(3) 分かりやすい情報提供と対話型議論(リスクコミュニケーション)の推進	
(4) 県民の基本的人権の尊重	
(5) 人材の育成(人づくり)の推進	
第3章 県における推進施策	6
第3章の位置付け	6
1 防災の推進	7
(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化	(8)
(2) 消消防防災活動の充実	(12)
(3) 防災意識の向上のための教育	(15)
(4) 防災訓練の実施	(17)
(5) 要配慮者及び被災者に対する支援	(19)
【防災の推進】指標	(20)
2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進	21
(1) 原子力発電所の安全監視	(22)
(2) 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びに 測定結果の県民等への情報提供	(23)
(3) 原子力防災対策の推進	(24)
【原子力発電所周辺地域の安全確保の推進】指標	(24)
3 防犯の推進	25
(1) 防犯に関する周知啓発	(26)
(2) 防犯ボランティア団体等への支援	(28)
(3) 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備	(29)
(4) 犯罪防止に配慮した環境設計(施設、住宅等の整備及び管理)の普及	(30)
(5) 子どもの安全確保に関する施策の実施	(31)
【防犯の推進】指標	(31)

1	<b>4 虐待等対策の推進</b>	32
2	(1) 虐待等防止のための周知啓発	(33)
3	(2) 虐待等の防止体制の整備	(35)
4	(3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援	(36)
5	【虐待等対策の推進】指標	(37)
6	<b>5 交通安全の推進</b>	38
7	(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備	(39)
8	(2) 交通安全に関する教育及び広報啓発	(41)
9	【交通安全の推進】指標	(42)
10	<b>6 医療に関する県民参画等の推進</b>	43
11	(1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発	(44)
12	(2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進	(46)
13	(3) 市町村及び医療関係団体との連携の強化	(47)
14	(4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理	(48)
15	【医療に関する県民参画等の推進】指標	(49)
16	<b>7 食品の安全確保の推進</b>	50
17	(1) 安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化	(51)
18	(2) 食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進	(53)
19	(3) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化	(54)
20	(4) 食品中の放射性物質対策への取組	(55)
21	【食品の安全確保の推進】指標	(56)
22	<b>8 生活環境の保全</b>	57
23	(1) 環境の状況の監視及び調査	(58)
24	(2) 生活環境の保全に関する周知啓発	(59)
25	(3) リスクコミュニケーションの推進	(60)
26	(4) 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策	(60)
27	(5) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復	(61)
28	【生活環境の保全】指標	(63)
29	<b>9 消費者の安全確保の推進</b>	65
30	(1) 自立した消費者の育成	(66)
31	(2) 消費者被害の救済	(68)
32	(3) 事業者及び事業者団体への監視及び指導	(69)
33	【消費者の安全確保の推進】指標	(70)
34	<b>10 犯罪被害者等支援の推進</b>	71
35	(1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進	(72)
36	(2) 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援	(73)
37	(3) 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発	(75)
38	【犯罪被害者等支援の推進】指標	(76)
39	<b>第4章 推進体制</b>	77
40	<b>1 市町村、県民等との協働(連携・協力)</b>	77
41	(1) 積極的な県民参画	
42	(2) 協働(連携・協力)の推進	
43	(3) 市町村及び県民等の活動に対する支援	
44	<b>2 県組織としての連携体制</b>	78
45	<b>3 緊急時の体制等の整備</b>	78
46	【推進体制】指標	
47	<b>参考資料 県民の意識</b>	80
48	県民の意識調査結果	

# 第1章 基本的事項

## 1 計画改定の趣旨

県では、平成21年4月1日に施行した「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）に基づき、平成22年3月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など10の分野を総合的にとらえ、県民が、安全に安心して暮らしが活動できる地域社会の実現を目指してきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」といいます。）、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」といいます。）により、県民生活の安全・安心を取り巻く社会情勢は計画策定時の想定を大きく超えて変化したため、平成25年3月に基本計画の一部を改定しました。

東日本大震災及び原子力災害から6年が経過した今、避難指示区域の解除等も進み、平成28年度には、震災以降の「集中復興期間」から「復興・創生期間」へと復興の新たなステージがスタートするなど、さらに本県を取り巻く情勢は変化しています。

また、平成23年や27年にはこれまで経験したことのないような豪雨による災害が発生したほか、依然として、放射性物質に関する健康への不安、食の安全への不安、防犯等の安全に関する不安など、県民生活を脅かす様々な事案が発生しています。

県政世論調査においても、「自分が暮らす生活空間は放射線から安心して暮らすことができる空間だ」と答えた人は4割台、また「食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしている」と答えた人は6割以下であるなど、年々その値は増加傾向にありますが、未だ低い状況にあり、不安を払拭するための取組が求められています。

今後、復興を着実に進め、県民が安全に安心して暮らしが活動できる県づくりを進めるためには、県はもとより市町村、県民、事業者など様々な主体が連携・協力していく必要性がますます高まっていることから、それらに応じた取り組みを行うため、基本計画の見直しを行いました。

## 2 計画の性格

本計画は、条例第22条に基づく「安全で安心な県づくり」\*1を推進するためのものです。

### (1) 安全で安心な県づくりのための取組

「安全で安心な県づくり」は、安全・安心に関する各分野の施策や地域で行われる様々な主体による活動について、相互の連携を図ろうとするものです。

私たちの身の回りには、様々な安全・安心の問題が存在し、常に変化しています。県民が、一つの分野で安心できても、ほかに脅威を感じれば、真に安心を実感することはできません。

また、「安全」を確保し、県民が真に「安心」して暮らすことのできる地域社会を築いていくためには、住民相互の信頼関係の下に、団体などの垣根を取り払い、人と人が助け合い、協力し、互いに持てる能力等を生かしながら、持続可能な取組としていく必要があります。

のことから、条例では、県民の生命や心身、財産へ直接影響を及ぼすもので、県民一人一人の取組や地域での連携による活動が期待される次の10分野を対象としています。

【対象分野】 ※詳しくは第3章を参照願います。

- ①防災 ②原子力発電所周辺地域の安全確保 ③防犯 ④虐待等対策 ⑤交通安全
- ⑥医療に関する県民参画等 ⑦食品の安全確保 ⑧生活環境の保全 ⑨消費者の安全
- ⑩犯罪被害者等支援

\* 1 条例で「安全で安心な県づくり」とは、「安全確保」と「安全確保による安心の獲得」を目的として行われる「県民等による自主的な活動」及び「自主的な活動を促進するための県、市町村、県民等による環境整備」の取組であるとしています。（条例第2条第6号）

1 本計画は、これらの対象分野の間で、また、県民、事業者、自治会、ボランティア団体、NPO  
2 など（以下「県民等」といいます。）と県や市町村等との間で、相互に情報を共有し合いながら、  
3 縦割りになることなく県民の立場から連携を図り、地域課題の解決に向けたネットワークの形成に  
4 つなげる施策を取りまとめたものです。

5 なお、上記以外の分野において、本計画の基本目標である「県民が安全に安心して暮らし、活動  
6 することができる地域社会の実現」に支障を及ぼす事項に関しては、各個別計画をもとに県と関係  
7 者が一体となり各施策の中で取り組んでいきます。

## 8 （2）自助・共助による自主的活動

9 「安全で安心な県づくり」は、県民等が行う自助・共助を基礎とした地域課題解決を図る自主的  
10 な活動を促進し、地域における活動の輪を広げようとするものです。

11 県民の安全・安心を確保することは、行政が果たすべき基礎的な責務（公助）の一つであり、そ  
12 のための施策を着実に実施していく必要があります。しかしながら、行政だけですべてを解決する  
13 ことは困難です。自然災害の発生を防ぐことは難しく、現在も進行している異常気象などよりも深  
14 刻になっていく可能性もあります。

15 東日本大震災では、自らの生命を自ら守るための備えの重要性や、  
16 隣近所の助け合いや数多くのボランティアの活躍を通して、  
17 人と人の絆や身近なコミュニティの大切さが、改めて認識されました。

18 身の回りの危険に気付き、備えること（自助）、  
19 一人一人では解決できない部分は、地域内や他の地域との間で  
20 互いに支え合うこと（共助）が安全・安心の確保のためには、  
21 大変重要になります。

22 また、そうした自助・共助の取組を県をはじめ行政が支援し、  
23 県民が自主的に活動しやすい環境を整えることも必要です。

24 本計画は、県民等による「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」  
25 という自助・共助の活動を促進するための施策を取りまとめたものです。



## 26 3 計画の位置付け

27 本計画と県で定める各種計画との関係は、次のとおりです。

### 28 （1）福島県総合計画「ふくしま新生プラン」

29 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」は県の最上位計画であり、県政全般にわたり、中長期的  
30 な施策レベルまでの取組を整理したものです。

31 本計画は、総合計画の部門別計画として位置付けられており、総合計画における「ふくしまの目  
32 指す将来の姿」や「政策分野別の主要施策」の関係部分を共有し、「安全で安心な県づくり」の観  
33 点から総合計画の基本目標の実現を目指します。

### 34 （2）福島県復興計画

35 福島県復興計画は、東日本大震災・原子力災害等からの復旧・復興に特化した事業レベルまでの  
36 取組を整理した内容となっています。

37 復興計画は「公助」として県が進めるべき復旧・復興の取組をまとめたものであり、自助・共助  
38 の促進を目的とした本計画とは役割分担が異なりますが、相互に補完しながら計画を推進します。

### 39 （3）関係部門別計画

40 本計画は、それぞれの課題分野ごとに策定する関係部門別計画等における施策のうち、条例に基づく10分野において、自助・共助に基づく県民等の自主的活動の促進に資する施策を総合的に取  
41 りまとめたものです。

42 公助として県が主体となるべき施策や、安全・安心が目的であっても条例外の分野については、  
43 総合計画をはじめとする他の計画に基づいて推進することとしており、進行管理の結果を共有する  
44 など、相互に連携を図りながら計画を推進します。

## 4 計画の期間

- 1  
2 本計画の期間は、福島県総合計画や復興計画と目標年度をあわせることとして、平成29年度を  
3 初年度とし、東日本大震災から10年目の節目となる平成32年度までの4年間とします。  
4 なお、本計画の内容や各事項に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 5 指標の設定と進行管理

- 6 計画期間の取組の到達点を数値等の目標として明らかにした「指標」を設定し、取組の効果の検  
7 証や適切な評価を行います。  
8 また、計画に基づく取組の状況や、指標等の状況は、毎年度取りまとめの上、公表します。

# 1 第2章 基本方針

## 2 1 基本目標

### 3 県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現

4 福島県が、だれにとっても、いつでも、どこでも、安全に安心して暮らせる地域であることは、県民すべての基本的な願いです。

5 東日本大震災や原子力災害以降、本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、特に原発事故に伴う避難区域の設定により、未だ8万人を超える県民が県内外への避難を余儀なくされています。また、人口減少や少子化による地域の活力の低下も危惧されています。

6 このような情勢を受けつつも、災害、事件・事故やいわれのない差別などから県民を守り、万が一被害に遭っても軽減が図られ、子どもや高齢者、障がい者などにも十分配慮しながら、震災前より安全・安心が確保され、平穏な県民生活や社会経済活動に速やかに復帰できる力強い地域社会の構築に向けて、「県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現」を基本目標として掲げます。

## 2 安全で安心な県づくり

15 本県は、東日本大震災及び原子力災害により、甚大な被害を受け、社会経済情勢が大きく変化しましたが、震災後の集中復興期間から、復興・再生、地域創生に向けた新たなステージが始まるなどさらに状況が変化しています。

16 近年、全国的にも巨大な台風の襲来や異常気象による豪雨など自然災害による被害が増加する中、もしもの際の備えが極めて重要になっています。また、放射能による本県の自然環境や食への影響の不安は依然として高く、加えて新たな感染症の発生や地域医療を担う人材不足のほか、近年の多種多様な事件・事故の発生は、県民の生命・財産への不安を高めています。

17 さらには、人口減少や少子高齢化、震災による地域コミュニティの活力の低下は、地域における安全・安心の確保に大きな問題をなげかけています。

18 安全で安心な県づくりとは、地域における様々な課題の解決を図る県民等の自主的な活動を促進し、その活動の輪に多くの人が関わり、行政を含めたネットワークを形成し、県民の立場から必要となる施策を構築するものです。

19 「安全」は、基準や規則、慣習など社会的に認められたものから判断されるのですが、「安心」は、県民一人一人がそれぞれの知識や経験、価値観、「安全」に対する信頼などから判断するものです。「安全」が、必ずしも「安心」に結びつくとは限りません。

20 県民が、身の回りの危険や不安を意識を持ってとらえ、備えるなど、安全確保の活動を通じ「安全」について理解を深め、行政と県民等が情報交換と対話によって相互に信頼関係を強化しながら、真に「安心」を実感できる地域社会づくりを進めます。

21 なお、「安心」については、受け手側の心情によって大きく左右されますが、行政などから安全性に関する情報について客観的データ等と併せて適時適切に分かりやすく、かつ継続的に情報提供を行うことにより、「安心」につなげる取組を行っていきます。

## 3 基本的視点(基本理念)

### ○計画推進の基本姿勢

38 東日本大震災・原子力災害等により、県内外に未だ数多くの避難者がいることや、地域コミュニティの回復が進んでいないという、本県が抱える非常に重い状況を踏まえ、県として、着実に安全で安心な県づくりを進めるという強い意思をもって、県が一丸となって計画の推進に取り組みます。

39 東日本大震災や原子力災害等により、数多くの県民が避難を余儀なくされていますが、避難区域を抱える市町村においては避難指示区域の見直しがされ、住民の帰還が始まっています。

40 帰還した住民が地域において安全・安心して暮らしていくように、また、さらなる住民帰還を進め復興・創生を図っていくためには、行政はもとより、地域や事業者と連携・協力のうえ、その環境を整していくことが重要です。

1 取組にあたっては、中通り・浜通り・会津地方の地域性の違いや都市部と農村部の環境の違  
2 いなども踏まえ、これらに十分配慮しながら個別施策の推進にあたっていきます。

## ○安全で安心な県づくりの取組方向

安全で安心な県づくりの取組方向として、以下の5つの視点を基本理念として掲げます。

### (1) 県民参画の推進

地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を目指し、県民等が「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下での自主的な活動を推進します。

県民一人一人が、身の回りの危険に気付くこと、そしてできることから取り組んでいくこと（できないことを明らかにすること）が重要です。【自助】

そして、こうした活動を隣近所や友人、学校、職場などへと輪を広げ、多くの人びとが支え合う地域社会の形成を目指して、積極的な県民参画を進めます。【共助】

### (2) 各主体相互の協働（連携・協力）の推進

自助及び共助による活動を地域で実施する様々な主体や県、市町村などが、それぞれ適切に役割分担の下に情報を共有し、相互理解と連携を図りながら協働できるネットワークづくりを推進します。

また、地域の問題解決を図るために、県民や関係機関、NPO、ボランティア等が同じ立場で連携し、協力を更に深め、それぞれの特性を理解しながら協働していく必要があります。

既に多くの地域で、防災や防犯、虐待対策、交通安全、不法投棄対策、悪徳商法対策などの取組が行われています。これらの活動は、分野や目的は異なりますが、担い手や取組方法など多くの点で課題を共有し、連携して取り組んでいける可能性があります。持続可能な取組としていくためにも様々なネットワークづくりが有効です。

県としては、こうした様々な分野にわたる県の取組における調整を図りながら、決して縦割りでなく、県民の立場から行政施策を横断的に連携させるとともに、様々な活動主体との協働が図られるネットワークづくりを推進します。

### (3) 分かりやすい情報提供と対話型議論（リスクコミュニケーション）の推進

自助、共助の促進を図るために、行政は、すべての県民へ安全で安心に関する正確な情報を適時適切に、分かりやすく提供する必要があります。

さらに、県や市町村、県民等が、相互に情報交換し、対等かつ丁寧な議論を行い、相互の信頼関係を築くリスクコミュニケーションを推進します。

行政をはじめ事業者と県民との間には、情報や専門知識の量や質の点で格差が存在し、このことが県民の不安にもつながっています。

行政や事業者と県民との間で相互に信頼し、協働できる関係を強化できるよう、それぞれの立場を十分に尊重しながら、情報交換と対話をを行うリスクコミュニケーションを推進します。

### (4) 県民の基本的人権の尊重

個人の自由やプライバシーなど県民の基本的人権を尊重し、不当に侵害することのないよう十分に合意形成を図りながら、安全で安心な県づくりを推進します。

安全性を高めようとすればするほど、利便性や経済的利益、個人の行動の自由等が制約され、プライバシーが損なわれる可能性があります。

このような関係を前提として、リスクコミュニケーションを行い、合意点を見いだし、県民の基本的人権と安全確保を両立させる努力を続けます。

### (5) 人材の育成（人づくり）の推進

安全で安心な県づくりを進め、持続的な取組とするために、防災、防犯、環境、医療、食の安全など安全・安心に関わる人材をいかに育成していくかが重要となります。

正しい知識を持ち、自分で考え、判断し、情報を発信することのできる能力を持つ人材を育成するため、学びの機会の充実を図ります。

東日本大震災で示された本県の温かな人間性や絆を今後の安全で安心な県づくりや復興・創生に生かし、次の世代につなげていくには、安全で安心な県づくりはその基本的なベースとなる取組であり、安全・安心に大きな役割を果たす人材の育成に努めます。

# 第3章 県における推進施策

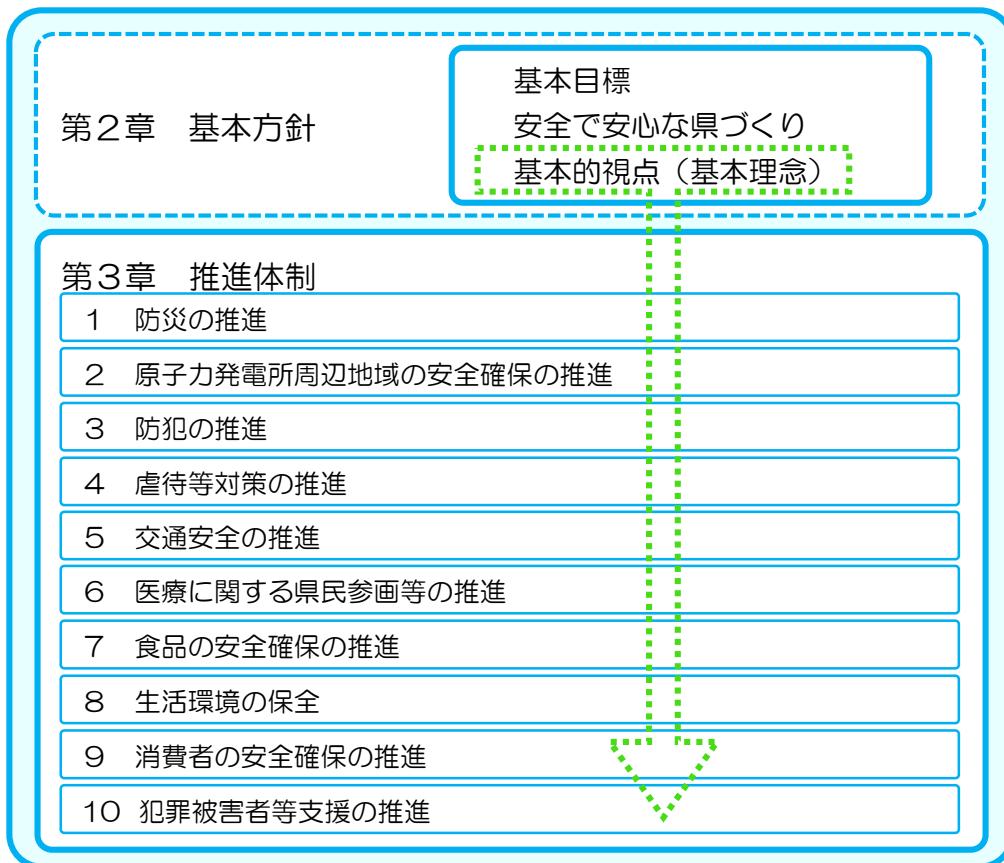
## 第3章の位置付け

各部局各課等がそれぞれの所掌する分野において、福島県総合計画や部門別計画等に必要な施策を掲げ、これらに基づいて具体的な事業を実施しています。

この章では、こうした各計画等の施策の中から、安全・安心に関する地域課題解決への県民等の積極的な参画を促すものなど、「安全で安心な県づくり」の具体化に向け、県が実施する施策を取りまとめ、「現状と課題」と「施策展開の方向」を分野ごとに整理しました。

なお、県の役割は、県民等の自主的活動を促進するための環境整備であることから、ここでは、「安全で安心な県づくり」のための①意識の啓発、②知識・技術の習得、③ネットワークづくり、④情報交換と対話、のいずれかを目的としたものを記載しています。

従来のいわゆる縦割り行政ではなく、横断的に連携を図りながら関係施策を効果的に行うために取りまとめたものです。



### (指標について)

各分野における施策の達成度を測るための指標として「分野指標」を設定しました。

また、各施策が目指す状況を確認するための指標（モニタリング指標）及び県民の意識を測るための意識調査による指標を「分野補助指標」として設定しました。

「分野指標」においては数値目標を掲げ、「分野補助指標」においては望ましい方向性を掲げています。

なお、指標の目標値は平成32年(度)としていますが、他の個別計画において別に定められているものもあるため、平成32年(度)以前に設定されている目標値については、他の計画との整合性を図りながら進行管理していくこととします。

また、全ての指標において、適宜、担当部局と共に時勢に合った適切な目標値の検討、見直しを行っていきます。

# 1 防災の推進

## 目 標

自然災害、大規模な火事又は事故等の災害に対して、  
県民が安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現します。

(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化	8
(2) 消防防災活動の充実	12
(3) 防災意識の向上のための教育	15
(4) 防災訓練の実施	17
(5) 要配慮者及び被災者に対する支援	19
【防災の推進】指標	20

### [関係する主な計画等]

- 福島県地域防災計画（危機管理部）
- 地震防災緊急事業5箇年計画（危機管理部）
- 福島県石油コンビナート等防災計画（危機管理部）
- 福島県の国民の保護に関する計画（危機管理部）
- ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン（土木部）
- 福島県水防計画（土木部）
- 福島県下水道防災計画（土木部）
- 福島県耐震改修促進計画（土木部）
- 福島県総合教育計画（教育庁）

## 1 防災の推進

### (1) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化

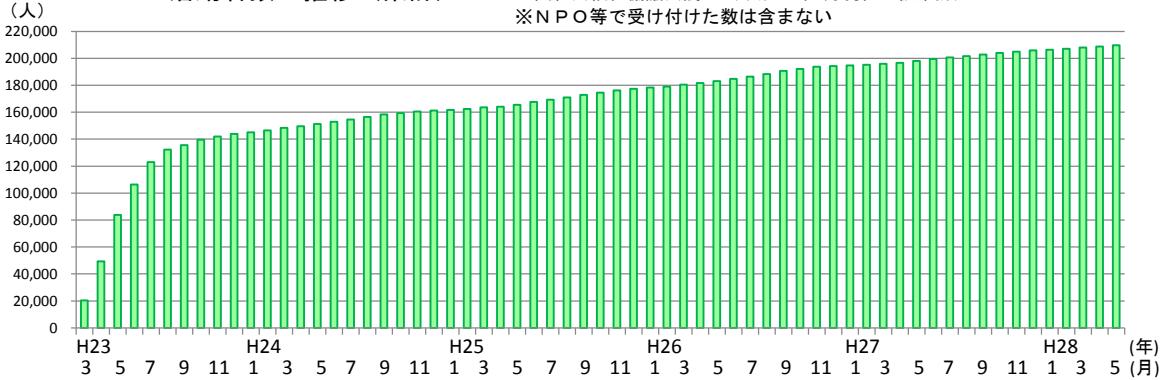
#### 現状と課題

- 本県では、平成23年3月11日の東日本大震災等により3千人を超える死者（関連死を含む）や23万棟を超える住家損壊など甚大な被害が発生し、また、死者4人、重傷者5人の人的被害を出した平成22年12月の豪雪、全壊戸数33棟など大きな被害をもたらした平成23年7月新潟・福島豪雨、全壊戸数2棟などの被害をもたらした平成27年9月関東・東北豪雨など、大規模な自然災害が続いている、今後も大きな災害や事故はいつ起こるか分かりません。
- 地震、津波、台風や豪雨による水害、土砂災害、雪害などの自然災害をはじめ、化学工場の事故、大規模な火災やテロなど災害が発生した場合は、その被害を最小限に止めるため、迅速な状況把握、適切な避難誘導などの初動体制の確立と、応急復旧から復興までの円滑な対応が求められています。
- 災害の規模が大きくなり、多数の死傷者の発生、建物の倒壊、火災の同時多発、道路、橋りょうの損壊、電気・ガス・水道の途絶等の事態になると、被災市町村のみでの対応が困難であることから、国や県、隣接県、隣接市町村、医療、消防その他の関係機関が広域的かつ有機的に連携・協力しながら、被災市町村を支援していく必要があります。
- このような災害発生時に、市町村や防災関係機関との協力体制の下、幅広く情報収集や連絡調整を担うため、必要に応じて災害対策本部を設置することとしています。東日本大震災等の際の対応における課題を踏まえて、災害対策本部の体制強化を図っています。（平成28年9月に危機管理センターを開所しました。）
- 大規模災害時の応急対策の迅速化を図るため、隣接県等との間で相互応援協定を締結するとともに、食料、飲料水、生活物資等、医療救護、緊急輸送、土木関連の応急対策、通信・報道など、様々な課題に迅速に対応するため、関連物資の民間事業者、医療、運送、土木の各関係団体、各報道機関等と応援協定を締結しており、東日本大震災等の教訓を踏まえて今後も協定の拡充を図っていきます。
- 自治会や町内会を単位として組織する自主防災組織や、災害ボランティアなどによる共助と住民自らの自助、国・県・市町村等の公助を効果的に組み合わせながら防災・減災対策を行っていくことが重要です。

県内の災害ボランティアセンターで受け付けたボランティア  
活動者数の推移（累計）

全国社会福祉協議会調べ（平成28年6月現在の仮集計）

※NPO等で受け付けた数は含まない



- 県としては、国や市町村、関係道県、関係機関等と連携し、協力体制を整備し強化しながら、県民が安心して暮らせる災害に強い地域社会づくりを行う必要があります。

1      1 防災の推進 ……(1)国、市町村その他の関係機関等との連携の強化

2      施策展開の方向と取組

3      情報連絡体制

4      地震、津波、洪水氾濫、土砂災害、火山噴火などの大規模自然災害や大規模な事故、テロ等による災害に備え、関係機関との緊密な連携の下、情報収集、情報共有、情報提供の体制を確認し、万一の場合には迅速かつ的確な対応に努めます。また、地域住民への日頃からの適切な情報提供により、防災意識の向上を図ります。

5      ◆災害対策本部等

6      大規模災害が発生した場合は、必要に応じて災害対策本部を設置し、市町村や防災関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、応急対策及び復旧に関し連絡調整に当たります。

7      災害対策課

8      ◆武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県対策本部

9      大規模テロ等が発生した場合は、国民保護法に基づき対策本部等を設置し、国や市町村、関係機関と連携して避難や救援の措置を講じます。

10     危機管理課

11     ◆火山防災協議会

12     吾妻山、安達太良山、磐梯山の山ごとに火山防災協議会を設置しており、県、市町村、気象台、火山専門家及び防災関係機関が一体となって、活火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する検討を行います。

13     災害対策課

14     ◆水災害対策協議会

15     県内8方部に水災害対策協議会を組織し、水災害についての意見や情報を交換し、共有しながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図ります。

16     河川計画課

17     ◆阿武隈川上流洪水予報・水防連絡会、阿賀川水防連絡会

18     関係機関連携による連絡会に参画して、河川の危険情報等の情報交換を行うほか、災害時連絡体制を確認し、円滑な対応に努めます。

19     河川整備課

20     ◆住民への情報提供

21     災害発生時における市町村の被災状況、避難状況、道路の通行規制や公共交通機関の運休情報などを県ホームページに掲載し、気象警報発令時には公式ツイッターにツイートするなど情報提供に努めます。

22     災害対策課

23     ◆土砂災害に関する情報提供

24     土砂災害危険箇所の公表や土砂災害警戒区域等の指定のほか、土砂災害発生の危険性が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の促進及びその判断の参考となるよう、福島地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表するなど迅速な情報提供に努めます。

25     砂防課

26     ◆山地災害に関する情報提供

27     山地災害危険地区について、県ホームページの充実を図るなど、情報提供に努めます。

28     森林保全課

## 1 防災の推進 …(1)国、市町村その他の関係機関等との連携の強化

### 施策展開の方向と取組

#### 応援協定

大規模災害時に備え、被災地や公共施設の応急復旧、被災者の医療救護、食料等生活物資の確保など、自治体や民間企業、医療関係機関等と応援協定を締結しています。万一の場合には、迅速な対応に努めます。

##### ◆広域相互応援協定

北海道、東北8道県相互応援協定、及び5県相互応援協定（福島、茨城、群馬、栃木、新潟）のほか、全国都道府県における災害時等の広域応援協定を締結しています。さらに、国土交通省所管公共施設においては、東北地方及び北陸地方の各関係機関（地方整備局、県、政令指定都市、高速道路（株））が、それぞれ災害時の相互応援に関する申し合わせを締結しています。日ごろから初動対応の確認を行い、万一の事態に備えます。 災害対策課・土木企画課

##### ◆民間企業、関係団体等との応援協定

東日本大震災等の経験を踏まえ、食料、飲料水、生活物資等を取り扱う民間企業等や、輸送、通信・報道、廃棄物、公共施設の応急対策等に係る民間企業、建設関連各種団体等との新たな災害時応援協定の締結や、既存協定の見直しを行い、大規模災害発生時に迅速な被災者の生活支援や公共施設の応急対策に努めます。

災害対策課・原子力安全対策課・企画調整課・生活環境総務課・消費生活課・生活交通課・一般廃棄物課・保健福祉総務課・社会福祉課・障がい福祉課・地域医療課・医療人材対策室・食品生活衛生課・薬務課・商業まちづくり課・農産物流通課・水産課・農村基盤整備課・森林保全課・土木企画課・空港施設室・下水道課・建築住宅課・建築指導課・營繕課・（以下警察本部）会計課・鑑識課・災害対策課・生活安全企画課・交通規制課

##### ◆災害時医療の関係機関連携

一般社団法人福島県医師会等の医療関係団体との災害時の医療救護に関する協定を締結するほか、医療関係団体、災害拠点病院、消防機関等で構成する災害医療対策協議会を設置しています。災害発生時の医療救護に関して迅速な対応が取れるよう、関係機関との連携強化を図ります。 地域医療課

#### 被災地への支援体制

大規模災害時には、速やかな消火・救助活動や避難誘導に加え、ライフラインの早期復旧、安全な居住空間の確保、その他被災者の日常生活の支援が求められます。あらかじめ関係団体等と連携協力関係を構築し、万一の場合に備えます。

##### ◆災害ボランティアセンター

県域災害ボランティアセンターと現地災害ボランティアセンターの連携強化はもとより、広域災害における現地災害ボランティアセンター（市町村）相互の連携強化を図ります。

災害対策課・社会福祉課

##### ◆被災市町村への職員派遣

大規模自然災害発生時における公共施設の応急復旧については、被災市町村からの要請に基づき、直ちに支援職員を派遣します。

土木企画課

##### ◆雪害予防及び雪害応急対策

異常降雪時において、国、市町村のほか、交通、通信電力等のライフライン事業者等の関係機関による連携の下、道路交通の確保や情報収集を行うなど、雪害予防及び雪害応急対策等に努めます。

災害対策課・地域振興課・道路管理課

##### ◆緊急消防援助隊

大規模な災害が発生し、県内消防本部による相互応援では対応できない場合、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊の応援を迅速かつ的確に受けられるよう、消防庁及び他都道府県との連携強化を図ります。

消防保安課

##### ◆住民避難における市町村との連携

自然災害時における円滑な避難を可能にするため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ、津波ハザードマップの早期完成が図られるよう市町村に対し技術的助言等を行うとともに、その利活用が図られるよう住民の理解度を深める取組等を支援します。また、市町村長が避難勧告等の発令の目安となる、河川の避難判断水位の設定や土砂災害のおそれがある区域の情報を提供し、避難体制整備の支援を行います。

災害対策課・河川整備課・砂防課・建築指導課

1 防災の推進 ……(1)国、市町村その他の関係機関等との連携の強化

## 施策展開の方向と取組

### ◆広域避難の支援

市町村間を越える避難を行う場合には、要請により受け入れ先の市町村と調整を図るとともに、県外への避難が必要な場合は、災害時応援協定による協定道県への要請のほか、全都道府県にも要請することにより、受け入れ先の確保を図ります。

災害対策課

### ◆被災建築物応急危険度判定士による支援

大規模地震時には、市町村の要請により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる建物の倒壊等の危険性を判定することにより、生命に関わる二次被害の防止を図ります。

建築指導課

### ◆被災宅地危険度判定士による支援

地震・大雨等の大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村の要請により被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図ります。

都市計画課・まちづくり推進課

### ◆上水道施設の被災時支援

災害時における応急復旧及び飲料水の確保のために、市町村及び関係団体との連携の下、広域的な応援活動の連絡・調整に向けた体制の強化に努めます。また、市町村が行う飲料水の応急確保対策に対する衛生指導を行います。

食品生活衛生課

### ◆下水道施設の被災時支援

大規模な災害発生時の下水道災害に関しては、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」に基づき、国や県、市町村と連携・協力し、被災地の支援体制の強化を図ります。

下水道課

## 参考～災害情報の伝達手段の多重化～

災害発生時における迅速な情報提供を行うため、県民の皆さんに対する情報伝達手段の多重化を図っています。

### ●緊急速報メール（エリアメール）

特定市町村のエリア内の携帯電話に情報を配信する緊急速報メールを利用し、津波警報や原子力災害に関する情報について配信します。その他の防災情報については、市町村が緊急速報メールを配信できない場合に市町村からの要請に応じて、代行配信を行います。



福島県沿岸に津波警報！  
12時34分に福島県沿岸に津波警報が発表されました。  
到達予想時刻は13時00分、  
予想高さは【3m】です。  
直ちに海浜から離れて、急いで安全な場所に避難してください！  
津波は繰り返し襲ってくるので、  
警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください！  
(福島県) ※イメージです

### ●レアラート（NHKのデータ放送等）

NHK福島放送局のテレビデータ放送に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令・解除、避難所の開設・閉鎖に関する情報が配信されます。



### ●ツイッター

福島県の公式ツイッターでも防災情報を発信しています。  
気象警報や津波情報、  
その他気象情報の発表のほか、  
市町村から報告された  
避難勧告、避難指示などを  
発信します。



この他、災害時応援協定に基づき、以下の方法での情報伝達手段も確保しています。

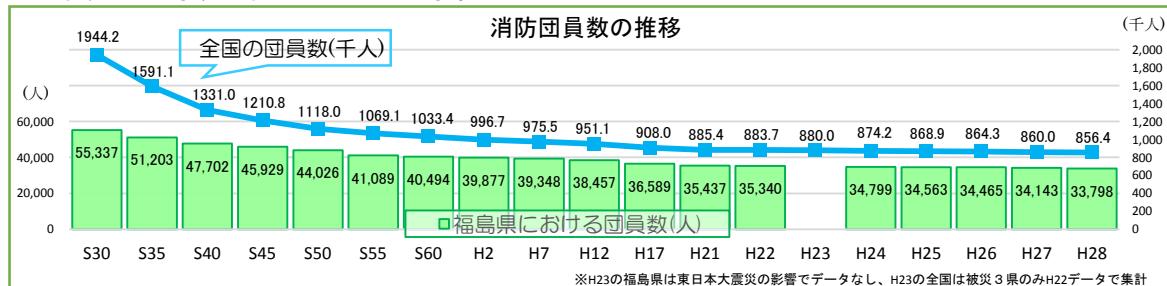
- ヤフー(株)が県ホームページの複製サイトを掲載。
- ヤフー(株)及びグーグル(株)のホームページに県内指定避難所の情報を掲載。

## 1 防災の推進

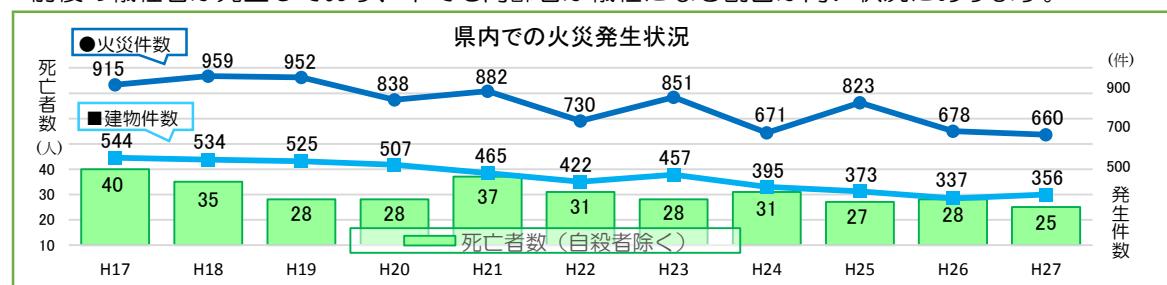
### 2 (2)消防防災活動の充実

#### 3 現状と課題

- 4 ● 災害発生時において、被害を最小限に止めるためには、県や市町村、防災関係機関が防災対策  
5 を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」との意識の下に自主防災組織  
6 を結成し、日頃から防災活動を積極的に行うことが大切です。
- 7 ● 地震をはじめとした自然災害や大規模な火災、事故は、いつ起こるか分かりません。東日本大  
8 震災等を教訓として、災害が発生したときの自助と共助の必要性が指摘されています。県民一人  
9 一人が、自らの安全、地域の安全を確保するため、日頃から意識を持って備えること、そして万  
10 一の際には、慌てず適切に行動することが大切です。
- 11 ● 災害の態様は、ますます複雑、多様化、大規模化しており、初動対応には職員の高い対応力、  
12 判断力が欠かせないことから、警防業務をはじめ予防・救急・救助・防災等の広範な消防業務を  
13 担う消防職員や消防団員、被災者の救出救助にあたる高度な技能を有する警察官による部隊員、  
14 大規模災害発生時に情報の収集・発信、応援・受援、応急復旧等にあたる災害担当職員などの更  
15 なる資質向上が求められています。
- 16 ● 消防団は、地域防災体制の中核的な存在として、地域の安全と安心の根幹を担っていますが、  
17 近年の少子化や社会経済情勢の変化に伴い、団員数の減少による地域防災力の低下が懸念されて  
18 おり、その対策が求められています。



- 20 ● 火災発生件数はやや減少傾向にあります BUT 死者数（自殺者を除く）は横ばいで、毎年30人  
21 前後の犠牲者が発生しており、中でも高齢者が犠牲になる割合が高い状況にあります。  
22



- 23 ● 大規模災害発生時には、情報収集や防災関係機関への情報提供を的確に実施することが求められることから、衛星携帯電話の配備や総合情報通信ネットワークの更新、震度情報ネットワークシステムの更新を行っていますが、将来にわたっての安定的な運用が求められています。
- 24 ● 消防防災ヘリコプターの運航など、県と市町村が一体となって航空消防防災体制を確立していますが、大規模災害時には、迅速かつ円滑な出動が求められるとともに、他都道府県との応援・受援の円滑な実施が求められています。
- 25 ● 大勢の児童生徒を預かる学校においては、地震、風水害などの自然災害をはじめとする災害発生時の被害を最小限に止めるため、初動体制の確立が求められています。
- 26 ● 大規模災害発生時は、多くの死傷者が発生する危険性があるほか、交通網や通信網、水道、ガス等のライフラインの途絶等により県民生活に大きな混乱が生じるおそれがあります。そのような状況下においても、迅速かつ適切な医療救護活動を行うことができる体制整備が必要です。

1 防災の推進 …(2)消防防災活動の充実

2 施策展開の方向と取組

3 地域住民の意識の醸成

4 大規模災害発生時には、自助・共助による地域の力の発揮が求められることから、研修会等を開  
5 催し、地域住民の防災意識の高揚を図ります。

6 ◆地域住民の連帯意識の醸成

7 市町村、消防機関に加え、民間団体等との連携も視野に入れながら、地域住民に対して、災  
8 害発生時における自主防災組織等の必要性について広報活動を行うとともに、研修会や防災訓  
9 練により地域住民の連帯意識を醸成し、自主防災活動の促進に努めます。

10 災害対策課

11 防災に当たる人材の育成

12 大規模災害発生時には、地域に密着した消防団の動員力等の発揮が期待されるほか、自治体等の  
13 災害担当職員が正しい知識や高度な技術を駆使し、適切かつ迅速に対応すること、さらに被災地に  
14 おけるボランティアの受け入れや指示にあたるボランティアコーディネーターや地域防災力の要となる  
15 防災士等の役割が重要です。万一に備え人材育成に努めます。

16 ◆消防団の充実強化

17 地域防災力の向上のためには、地域に密着し動員力のある消防団の充実強化が不可欠です。  
18 消防団員の約8割がサラリーマンなどの被雇用者であることから、事業所を訪問し、消防団活  
19 動への理解を得るほか、火災の初期消火や災害時の活動など一定の消防団活動のみを行う機能  
20 別団員制度の導入を促進するなど、消防団員の確保に向け積極的に取り組みます。

21 消防保安課

22 ◆災害担当職員の育成

23 東日本大震災等の経験を踏まえ、大規模災害発生時の対応を模擬体験する訓練を行うことによ  
24 り、実際の災害に遭遇した場合でも適切な対応ができるよう、対応力や判断力を備えた職員  
25 の育成を図ります。

土木企画課

26 ◆警察官からなる部隊員等の育成

27 東日本大震災等の反省教訓を今後に生かし、大規模災害発生に際して的確な対策を推進する  
28 ため、災害対応の中核となる警察官を対象に、県警察学校において専科教養を実施するなどし、  
29 危機管理意識の醸成と、災害に対応する十分な知識・技能を習得させ、警察官個々のレベル  
30 アップを図ります。

災害対策課（県警）

31 ◆消防職員等の育成

32 消防学校において、新任・専門・幹部研修等の教育訓練を行い、消防職員や消防団員の資質  
33 向上を図ります。

消防保安課

34 ◆被災者支援のための人材育成

35 災害発生時の被災者等支援のためのボランティア受け入れを円滑に行うため、ボランティア  
36 受入福祉施設等担当者に対する研修を行うなど人材育成に努めます。

社会福祉課

38 ◆自主防災組織活動の促進

39 自主防災組織による日常の防災活動を活性化するとともに、人材育成を促進し、地域の防災  
40 力の向上を図ります。

41 災害対策課

1 1 防災の推進 …(2)消防防災活動の充実

2 施策展開の方向と取組

3 防災体制の整備

4 大規模災害発生時には、迅速かつ的確な対応により県民の安全を確保する必要があることから、  
5 災害情報通信機能や防災資機材の整備のほか、消防防災ヘリコプターや災害派遣医療チーム（D  
6 MAT）等実動部隊の整備に努めます。

7 ◆防災通信機能の整備

8 迅速かつ的確な災害情報の収集及び提供を実施するため、安定的で信頼性の高い防災通信  
9 機能の整備を図ります。

10 また、大規模災害により市町村と通信が途絶した場合には、衛星携帯電話を携帯した情報  
11 連絡員を市町村に派遣するなどして災害情報の収集及び提供を行います。 災害対策課

12 ◆消防防災ヘリコプターによる消防防災活動

13 消防防災ヘリコプターによる広域的・機動的な消防防災活動を実施します。

14 また、消防庁の緊急消防援助隊の航空隊としての役割を担い、他都道府県の応援や受援が  
15 円滑に実施できるよう体制の整備を図ります。 災害対策課

16 ◆学校における災害対応マニュアルの整備

17 学校や地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを整備するとともに、家庭や地域、関係機  
18 關と連携した防災体制の強化を図ります。

19 健康教育課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

20 ◆災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

21 災害発生時、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療  
22 チーム（DMAT）を整備するとともに、DMAT隊員の機能強化を図る研修を実施します。

23 また、災害拠点病院、消防防災機関、ドクターヘリ等との連携を図りながら、支援及び受入に  
24 対応できる医療体制の強化を図ります。 地域医療課

25 ◆災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

26 大規模災害発生時に被災地において、被災者や支援者等に対し精神保健医療活動の支援等を  
27 行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備するとともに、DPAT隊員の機能強化を図る  
28 研修を実施します。 障がい福祉課

29 ◆災害時健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアルの整備

30 災害発生時の被災者等への健康支援、栄養・食生活支援等の実施支援を目的とした「災害時  
31 健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアル」を整備します。 健康増進課

## 1 防災の推進

### (3)防災意識の向上のための教育

#### 現状と課題

- 災害発生時の行政による応急活動には限界があることから、近隣住民の連携・協力による自主防災力が求められています。そのためには、日頃から近所付き合いを大切にしておくとともに、災害時に自らとるべき行動を普段から意識し、複合災害も含め様々な災害に備えることが大切です。
- 大地震による被害を最小限に止めるため、その備えとして住宅・建築物の耐震化対策に努めることが重要です。
- 林野火災の発生件数は、年間約30～110件で推移しています。今後とも、引き続き予防啓発を図る必要があります。  
また、林野火災の発生原因は、煙草やたき火の不始末など人為的な出火が多数を占めています。森林がレクリエーションの場として広く利用されることから、利用者一人一人のマナーの向上が求められています。
- 地球温暖化に伴う気候変動によって、自然災害が発生するリスクが増大しており、猛烈な豪雨による急激な河川の水位上昇や洪水はん濫、低地浸水、土砂災害など水災害の増加が懸念されています。  
県民一人一人が、危険を察知し、迅速に避難するための危機管理意識を持つことがとても重要となっています。
- 学校教育における防災教育は、災害時に的確な判断の下に自らの安全を確保できること、また自発的に地域の安全活動に参加できることなど防災対応能力の基礎を培うものであり、とても大切です。
- 東日本大震災・原子力災害の体験や教訓を後世に継承し、将来にわたって防災意識の向上に役立てる必要があります。

#### 参考～危機管理センターの役割と取組～



平成28年9月、県危機管理センターが開所、運用を開始しました。  
災害発生時には、災害対策本部を速やかに立ち上げるとともに、  
消防・警察・自衛隊などの防災関係機関が一堂に会して、情報を集約・共有し、  
速やかに対応方針を決定、迅速かつ的確な災害対応を行います。



災害関連情報を一元的に集約、関係機関との  
情報共有を図りながら災害応急対策を検討



#### 情報の発信



災害の情報を迅速に  
発信するため、  
記者会見や報道機関  
の待機場所として  
利用できる  
専用スペースを設置

#### 情報の集約



#### 対応方針の決定



#### 災害対応の実施

県民の皆さんのが防災意識高揚のため、施設見学の受入れや  
防災知識などについて学ぶ防災講座等の開催などを通じて、  
自助・共助・公助に関する県民の理解を深め、  
地域防災力の強化を図るための情報発信を行っていきます。



防災講座の様子

展示スペース

1 1 防災の推進 ……(3)防災意識の向上のための教育

2 施策展開の方向と取組

3 防災に関する普及啓発

4 出前講座や防災講演会の実施、ホームページによる啓発等に加え、危機管理センターの積極  
5 的な見学の受入れなどを通じて、地震や津波、風水害等に対する県民の防災意識の高揚を図り  
6 ます。

危機管理課・災害対策課

7 地震防災対策に関する普及啓発

8 住宅・建築物の耐震化については、福島県耐震改修促進計画に基づき、市町村との連携の下、  
9 その必要性に関する知識の普及啓発に努めるとともに、建築物の所有者や市町村の取組を支援  
10 します。

建築指導課

11 林野火災防止に関する普及啓発

12 林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレード、広報誌、チラシ配布などによる広報活  
13 動を進めるとともに、森林保険への加入啓発を行います。

14 森林保全課

15 山地災害防止に関する普及啓発

16 地域住民を対象に、山地災害に関する現場見学会等の啓発活動を実施するとともに、市町村  
17 が作成する被害想定区域図等の作成支援及び地域への周知を行い、地域住民の山地災害に対する  
18 意識向上を図ります。

森林保全課

19 がけ崩れ災害防止に関する普及啓発

20 がけ地等に近接した建築を制限するなど、がけ崩れ災害防止に関する知識や災害発生のおそ  
21 れがある区域の危険住宅の移転に向けた普及啓発に努めます。

建築指導課

22 水災害防止に関する普及啓発

23 水災害に対する県民の危機管理意識の向上を図るため、小・中学校への出前講座や、地域自  
24 主防災組織のリーダー（区長等）向けの防災講習会等を開催します。

河川計画課

25 学校教育における防災教育

26 防災をテーマとした学校行事や授業において、自然災害発生のメカニズムや災害時の正しい  
27 行動、負傷者に対する応急処置について学習することで、防災を身近な問題として認識させ、  
28 危険を予測し、自らの判断で行動できるよう指導します。

29 健康教育課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・災害対策課

30 震災教訓の継承

31 東日本大震災・原子力災害に関する資料等を収集・保存し、広く県民に情報提供して、そ  
32 の教訓を次世代に継承します。

生涯学習課・社会教育課

## 1 防災の推進

### (4)防災訓練の実施

#### 現状と課題

- 災害発生時に、迅速かつ的確に行動するためには、複合災害も含め様々な災害を想定した訓練が必要です。県、市町村が関係機関との連携により行う防災訓練はもとより、事業所や自主防災組織による主体的訓練の実施、住民の防災訓練への積極的な参加が大切です。
- 県では、「県総合防災訓練」「石油コンビナート総合防災訓練」など、大規模災害発生時に備えて、関係機関連携の下、定期的に訓練を実施しています。
- 県総合防災訓練の実施により、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図る必要があります。
- 石油コンビナートは、ひとたび災害が発生した場合、地域住民に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、不測の事態を想定した訓練により、初動対応を確認し、地域住民の安全と安心を確保する必要があります。
- 新たな災害が発生する度に、防災対策に関して様々な課題が生じています。それぞれの訓練において、時期を逸することなく新たな課題に則した訓練が求められています。
- 洪水又は高潮など風水害に対応するため、各地に水防団が組織されています。風水害に対する対策工法の技術や知識は経験によって養われますが、長年災害が発生していない地域においては、その技術力の低下が問題となっています。
- 近年、台風、梅雨前線豪雨、地震などにより、全国各地で土砂災害が多発しています。そのため、土砂災害に対する警戒避難体制の確立と災害時要配慮者への対応が課題となっています。
- トンネル内での交通事故は、追突や車両火災などの二次災害の発生が予測されます。この二次災害を防止するため、迅速かつ的確な情報連絡、状況判断、防災施設の操作、避難誘導及び通行規制等の実施が必要であり、非常用施設を有する長大なトンネルにおいて、関係機関との連携の下、定期的な訓練を実施しています。
- 航空機事故は、乗客・乗員ばかりでなく、大勢を巻き込んだ大惨事になる危険性があることから、事故が発生した場合に関係機関が連携・協力し、迅速かつ的確に対応できるよう、福島空港において定期的に訓練を実施しています。

また、近年他空港で発生した事故等への対応状況を踏まえ、関係機関への確実な連絡・通報や初期消火体制の確立など、機動的に稼働できる初動体制の早期確立が求められています。

#### 施策展開の方向と取組

##### 総合防災訓練

「福島県地域防災計画」に基づき、防災関係機関、他の地方自治体、自主防災組織、医療機関、地域住民等が参加して、総合的な防災訓練を実施します。

災害対策課・地域医療課・災害対策課（県警）

##### 石油コンビナート総合防災訓練

「福島県石油コンビナート等防災計画」に基づき、防災関係機関、各種団体、地域住民等が参加して、石油コンビナート総合防災訓練を実施します。

災害対策課

##### 災害対策本部の図上訓練

大規模災害時における防災活動の全般的編成組織である「災害対策本部」事務局の迅速かつ的確な応急対策活動を確保することを目的として、災害対策本部の図上訓練を実施します。

災害対策課

1 1 防災の推進 ……(4)防災訓練の実施

## 施策展開の方向と取組

### 國民保護訓練

「福島県の國民の保護に関する計画」に基づき、市町村や国等と**協力・連携**して、大規模テロ等における対処能力の向上を図るための國民保護訓練を実施します。 危機管理課

### 救助救出活動の実践的総合訓練

災害時の救出救助活動に総合力を発揮するため、実践的総合訓練を関係機関連携の下で実施し、連携体制の確立を図ります。 災害対策課（県警）

### 災害時医療に関する合同訓練

災害発生時における災害医療体制を実効あるものとするため、災害拠点病院と消防機関等との合同訓練を行います。 地域医療課

### 山地災害避難訓練

山地災害危険地区が複数存在する地域を対象に、山地災害時において住民が的確な避難行動を取れるよう、警戒避難体制の整備を図るとともに、市町村が山地災害を想定して実施する避難訓練等を支援します。 森林保全課

### 水防訓練

地元水防団に対して、水防作業の実地指導を行い、水防活動の迅速化の徹底を図るとともに、地域住民に対する水防意識の高揚を図る水防訓練を実施します。 河川整備課

### 土砂災害時のための訓練

近年土砂災害が発生した地域や、土砂災害警戒区域等の指定した区域を対象として、国や県、市町村、地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制を強化するとともに、防災意識の高揚を図ります。 砂防課

### トンネル内事故に備えた防災訓練

トンネル内で交通事故が発生した場合における、現場での適切で迅速な対応や職員の対応力・判断力を養うため、防災訓練を実施します。 道路管理課

### 航空機事故発生時の初動体制確立等のための訓練

福島空港における航空機事故等の緊急事態発生時を想定し、消火、救難等の応急対策が迅速かつ確実に実施できるよう、初動通報、消火体制の確立、救出等の総合訓練を行います。 空港施設室・災害対策課（県警）

1 1 防災の推進

2 (5)要配慮者及び被災者に対する支援

3 現状と課題

- 4 ● 災害発生時には、高齢者、乳幼児、妊娠婦、障がい者(児)、外国人などのいわゆる要配慮者が  
5 犠牲になる場合が多く、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要課  
6 題となっています。
- 7 ● 市町村において要配慮者に関する現状の把握に努め、要配慮者が災害情報や避難情報などを理  
8 解し、避難行動をとることができるように情報発信するなどの配慮が必要です。  
9 また、福祉避難所の指定の他、特に避難行動に支援が必要な避難行動要支援者の円滑かつ迅速  
10 な避難のためには名簿を作成することが不可欠です。作成した名簿については、個人情報に配慮  
11 して消防機関、警察、民生委員、自主防災組織などの避難行動支援機関に提供することや、一人  
12 一人の具体的な避難支援計画を策定することが求められています。
- 13 ● 一定規模の自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活再建が困難な被災者に  
14 対して、被災者生活再建支援法等による支援金を支給することとなっており、支援金の支給が適  
15 正かつ速やかに行われるよう市町村の支援に努めていきます。

17 施策展開の方向と取組

18 市町村における要配慮者避難支援対策の促進

19 県内市町村における避難行動要支援者避難訓練の実施や福祉避難所の指定、避難行動要支援  
20 者の個別計画の早期策定など市町村の取組を支援します。

21 災害対策課・保健福祉総務課

22 水害時の要配慮者対策

23 水防法に基づく「市町村地域防災計画」の整備等、市町村における災害時要配慮者対策を支  
24 援します。

25 河川整備課

26 土砂災害における要配慮者対策

27 災害時要配慮者利用施設がある土砂災害危険箇所については、砂防えん堤の整備等のハード  
28 対策と土砂災害警戒区域の指定等のソフト対策が一体となった対策に取り組みます。

29 砂防課

30 避難所における災害派遣福祉チームの派遣体制の整備

31 大規模災害発生時における要配慮者の支援体制を整備するため、福祉や介護等の専門職団体  
32 を中心とした災害福祉支援ネットワークの構築に取り組んでいます。

33 また、避難所において震災関連死につながる二次被害を防止するため、避難所等における福  
34 祉ニーズの把握や、緊急に介入が必要な要配慮者のスクリーニング、福祉避難所や福祉施設等  
35 へのつなぎ、要配慮者の相談に応じた関係機関への情報提供や支援のコーディネート等を行う、  
災害派遣福祉チームの整備に努めます。

36 社会福祉課

37 市町村等との連携による各種被災者支援制度の運用

38 自然災害による被災者に対して、市町村や各種団体と連携しながら被災者生活再建支援法や  
39 県独自の住宅再建支援制度による支援金の支給、災害障害見舞金や災害弔慰金の支給、災害援  
40 護資金の貸し付けなどにより、早期の生活再建を支援します。

41 災害対策課・生活拠点課

## 1 防災の推進

### 指標

#### 【分野指標】

指標名	計画策定時 現況値	現況値	H32年(度) 目標値	備考
自主防災組織活動 カバー率 ※1	H22年度 84.6%	H27年度 89.1%	93.7%以上	
本県における防災士の 認証登録者数	H23年度 625人	H27年度 1,609人	1,120人以上	
避難行動要支援者個別 計画の策定市町村数 ※2	H24年度 19市町村	H27年度 17市町村	全市町村	
福祉避難所指定市町村 数	H24年度 13市町村	H27年度 51市町村	全市町村	
消防団員数の条例定数 に対する充足率	H24年度 94.3 %	H27年度 93.1%	95.4%以上	
住宅火災による死者数	H23年 27人	H27年 27人	18人以下	
土砂災害警戒区域指定 率	H23年度 20.1%	H27年度 36.5%	50%以上	
被災宅地危険度判定士 ※3 の人数	H23年度 255人	H27年度 751人	700人以上	
被災建築物応急危険度 判定士※4 の人数	H23年度 2,053人	H27年度 1,832人	3,000人以上	

※1 総世帯数に対する、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数の割合。

※2 H25年度までは個別計画を策定した市町村を策定済市町村数としていたが、H26年度から避難行動要支援者名簿を外部の支援者等へ提供することに同意した者のうち、個別計画を策定した市町村数としている。

※3 大規模災害によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、2次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、宅地の危険度を判定する。

※4 大規模災害によって、建築物が被災した場合、余震などによる倒壊などの2次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災建物が使用できるか否かを判定する。

#### 【分野補助指標】

指標名	計画策定時 現況値	現況値	H32年度 目標値	備考
大規模災害に備えて、 避難場所の確認や食料 の備蓄などを行っている と回答した県民の割合	H24年度 37.5%	<b>H28年度 33.9%</b>	上昇を目指す	※意識調査

## 2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

### 目標

原子力発電所の安全が確保され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保します。

(1) 原子力発電所の安全監視 22

(2) 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定  
並びに測定結果の県民等への情報提供 23

(3) 原子力防災対策の推進 24

【原子力発電所周辺地域の安全確保の推進】指標 24

[関係する主な計画等]

福島県地域防災計画 原子力災害対策編（危機管理部）

福島県原子力災害広域避難計画（危機管理部）

福島県環境基本計画（生活環境部）

福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画（危機管理部）

1 2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

2 (1)原子力発電所の安全監視

3 現状と課題

- 4 ● 東京電力福島第一原子力発電所については、事故の完全収束と今後30～40年にわたる廃炉  
5 作業が安全かつ着実に実施されていくことが必要です。
- 6 ● また、廃炉を求めている福島第二原子力発電所については、冷温停止が安定的に維持されてい  
7 くことが必要です。
- 8 ● 原子力発電所については、法令等により国が安全規制を一元的に担っていますが、県と周辺市  
9 町村は事業者との間で締結している原子力発電所周辺地域の安全を確保するための協定などによ  
10 り一体となって長期にわたる廃炉に向けた取組を監視し、地元自治体の立場から県民の安全と安  
11 心を確保していく必要があります。
- 12 ● これらの取組の進捗状況や安全対策の情報を県民に分かりやすく提供していく必要があります。  
13

14 施策展開の方向と取組

15 安全確保協定

16 県民の安全と安心の確保を図るために、事業者との間に締結している安全確保協定等に基づき、  
17 通報連絡、立入調査や環境放射能の測定等を実施し、必要に応じて国、**事業者**に適切な措置を  
18 求めていくとともに、広く県民に対する迅速で正確な情報提供に努めます。

19 原子力安全対策課

20 廃炉に関する安全監視組織の設置

21 廃炉に向けた中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、専門家と  
22 県、関係13市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」において、安全確保に関する事項等を  
23 確認し、情報の共有を図るとともに、必要に応じて国及び事業者に適切な措置を求めるます。

24 また、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」において、県民の目  
25 で廃炉に向けた取組状況を確認しています。

原子力安全対策課

26 専門家等の配置

27 監視体制を強化するため、原子力に関する専門家を配置するとともに、現地駐在職員を配置  
28 し、廃炉に向けた取組状況やトラブルの対応状況を日々確認しています。

29 原子力安全対策課

30 参考～廃炉に向けた安全監視の取組～

31 廃炉安全監視協議会



32 原子力工学や放射線防護などの  
33 各分野の専門委員とともに、第一  
34 原発の立入調査等を行い、作業の  
35 安全性などを確認

廃炉安全確保県民会議



36 地元13市町村の住民代表や農  
林水産業、商工業など各種団体の  
代表者などで、廃炉の進捗状況の  
確認や原発の視察などを実施

現地（楢葉町）駐在



37 平日は毎日第一原発に立入り、  
38 状況確認を行う他、トラブルや重  
39 要な作業がある場合には休日夜間  
40 を問わず現場確認を実施

41 これらの確認状況については、県のホームページや各種広報媒体を活用して情報発信に努めています。

1      2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

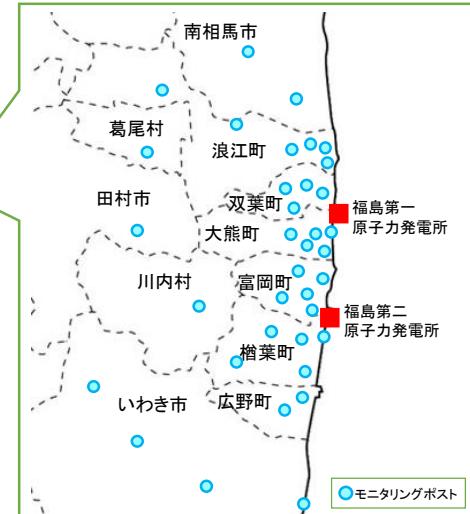
2      3 (2) 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定  
並びに測定結果の県民等への情報提供

4      現状と課題

- 5      6 ● 原子力発電所周辺地域において、発電所からの放射性  
7      物質の放出を監視するためのモニタリング体制を充実  
8      させるとともに、測定結果の迅速かつ分かりやすい公表  
に努め、県民の安全と安心の確保を図る必要があります。

9      10 原子力発電所周辺の6町に23局のモニタリングポストを  
11     設置し、空間線量率等を常時測定していましたが、平成  
12     25年度に13局を増設し、また平成26年度に、流失した  
13     4局の代替測定器を整備しました。

14     平成28年7月末現在、11市町村の36局で常時測定を行っています。



15     施策展開の方向と取組

16     環境放射能の監視、測定及び公表

17     原子力発電所周辺地域において環境放射能監視テレメーターシステムによる環境放射線の常時  
18     監視を実施するとともに、原子力発電所周辺の土壤、飲料水等の環境試料について、定期的に  
19     放射能の分析測定を行い、その結果について公表します。  
放射線監視室

20     測定結果の情報提供

21     環境放射能の測定結果について、県のホームページにおいて即時に公開するなど、各種広報  
22     媒体を通じて広く県民に情報提供を行います。  
放射線監視室

24     監視測定機器等の計画的な更新・整備

25     原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、モニタリングポスト  
26     を設置するなど、監視測定機器等の計画的な更新・整備を行います。  
放射線監視室

1 2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

2 (3)原子力防災対策の推進

3 現状と課題

- 4 ● 原子力発電所の緊急事態に備え、関係機関における情報の共有等の連携強化や関係職員の対応  
5 力の向上等、原子力防災体制の更なる充実強化が求められています。
- 6 ● 原子力発電所の緊急事態にあっても、地域住民が落ち着いて安全に避難できるよう、普段から  
7 正しい知識を身に付けることが必要です。

8 施策展開の方向と取組

9 原子力防災情報連絡体制

10 原子力災害が発生した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、国や市町村、関係機関と連  
11 携して情報収集に当たるとともに、応急対策に関し連絡調整に当たります。

12 そのため、緊急事態の際、国、関係市町村、事業者等関係機関との間における情報の収集及  
13 び連絡を円滑に行うため、通信手段を多重化し、体制の充実強化を図ります。県内全市町村等  
14 に対しては、緊急時連絡網システムや県総合情報通信ネットワークなどを利用して災害情報の  
15 伝達、提供を行います。

原子力安全対策課

16 原子力防災訓練

17 原子力発電所の緊急事態に備え、危機管理センター・オフサイトセンター\*1を使用しながら、  
18 国、関係市町村、事業者、医療機関等防災関係機関の防災体制の確立と、関係職員の対応  
19 力の向上、また、住民へとるべき行動の周知を図るため、原子力防災訓練を実施します。

20 原子力安全対策課・放射線監視室・地域医療課

21 原子力防災研修会の開催

22 原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応力の向上を図るため、県や市町村、  
23 防災関係機関等の職員を対象に、基礎的又は専門的な知識と技術を習得するための研修会を開  
24 催するなど人材育成に努めます。

原子力安全対策課・放射線監視室

25 原子力防災に関する普及啓発

26 原子力災害発生時に住民がとるべき行動について、啓発資料を作成・配布するなど、原子力  
27 防災に関する知識の普及と啓発に努めます。

原子力安全対策課

28 原子力防災資機材の整備

29 サーバイメータや保護具など緊急時に必要な原子力防災活動資機材を整備します。

原子力安全対策課

31 \* 1 原子力災害時に、国、県、関係市町村、防災関係機関等が一堂に会し、災害への応急対策を講じていく  
32 拠点となる施設です。

33 指標

34 【分野補助指標】

35 指標名	36 計画策定時 現況値	37 現況値	38 H32年度 目標値	備考
原子力発電所現地確認 調査回数	H23年度 8回	H27年度 15回	適切に対応する	※モニタリング指標

### 3 防犯の推進

#### 目標

犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現します。

(1) 防犯に関する周知啓発	26
(2) 防犯ボランティア団体等への支援	28
(3) 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備	29
(4) 犯罪防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理）の普及	30
(5) 子どもの安全確保に関する施策の実施	31
【防犯の推進】指標	31

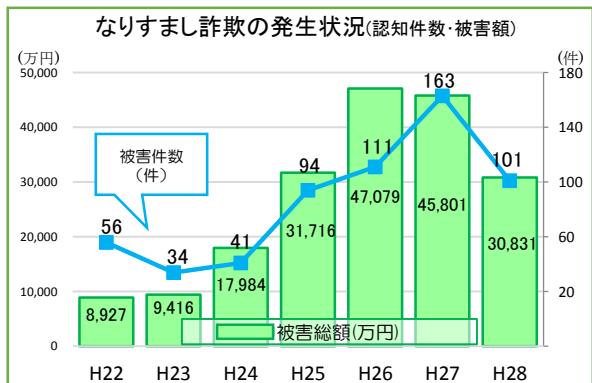
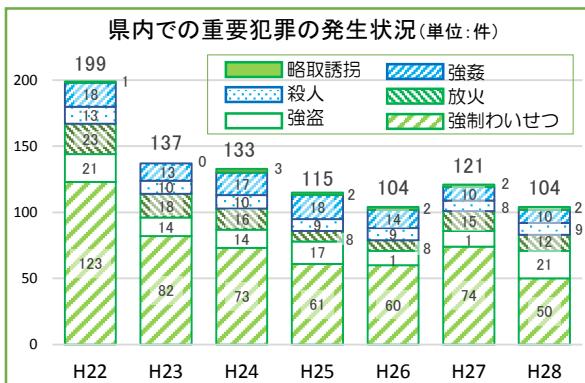
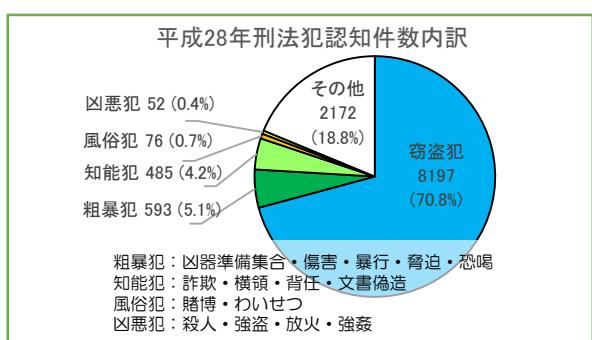
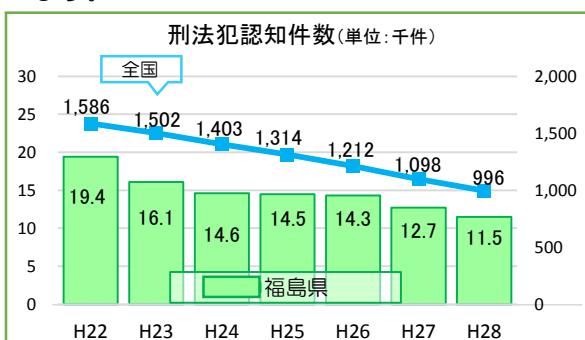
[関係する主な計画等]  
福島県総合計画ふくしま新生プラン（企画調整部）  
福島県総合教育計画（教育庁）

## 1 3 防犯の推進

### 2 (1)防犯に関する周知啓発

#### 3 現状と課題

- 4 ● 刑法犯の認知件数は、全国、福島県とも平成14年をピークに減少を続けておりますが、本  
5 県は、原子力災害の発生に伴い多くの県民が避難生活を余儀なくされている一方、震災からの復  
6 興に向けた動きが加速する中で、様々な警察事象への対応が求められております。また、強盗事  
7 件等の凶悪事件の発生、高齢者を対象とした「なりすまし詐欺」事件の発生など、県内の治安情  
8 勢は、依然として厳しい状況にあります。
- 9 ● 県民の身近で発生する犯罪のうち、万引きや自転車盗、空き巣、忍込み等の窃盗が刑法犯総数  
10 の約7割を占めています。  
11 窃盗は、自転車盗と万引きの発生が多く、自転車盗は無施錠の被害が約6割、少年の被害も約  
12 6割であり、また、万引きは高齢者の犯行が約4割で、年々高齢者による犯行が増加傾向にあり  
13 ます。



- 18 ● 安全と安心を実感できる地域社会の実現は、警察など行政機関の活動のみで達成できるものではなく、地域住民一人一人が日頃から高い防犯意識を持って自主防犯対策に取り組むことが大切です。
- 19 ● 現在、全国的に子ども・女性が被害者となる事件や相談の増加により、子ども・女性の安全確保に関する県民の関心が高まり、県内各地域で子ども・女性を守るための自主的活動が活発化しています。
- 20 ● 県民の自主的活動が実りある取組となるためには、声掛け事案などの発生情報や防犯情報を即時に提供する必要があるほか、地域で発生する事件事故の発生情報や被害に遭わないと想定される方法について、迅速かつ的確に周知する必要があります。
- 21 ● インターネットの普及に伴い、サイバー空間\*1は今や県民生活の一部となっている一方で、様々なトラブルが発生する新たな領域となっており、コンピュータ技術やネットワークを悪用した犯罪（サイバー犯罪）の相談が多数寄せられています。サイバー犯罪被害防止のための更なる広報・啓発活動等を行う必要があります。

22 \* 1 コンピュータやネットワークの中において、多数の利用者が自由に情報を流したり情報を得たりすること  
23 ができる仮想的な空間のことです。

### 1 3 防犯の推進 …(1)防犯に関する周知啓発

## 2 施策展開の方向と取組

### 3 防犯に関する情報提供、指導

4 交番・駐在所は、生活安全センターとして地域住民に密着した活動を展開しており、今後とも定期的な広報紙の発行、治安情勢に応じた速報の発行、各種会議等への参加により、地域住民が被害に遭わないための情報提供と被害防止のための指導を実施します。

5 また、交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組むとともに、交番・駐在所のFAXを活用した情報提供にも努めます。

6 地域企画課

### 10 地域安全情報の発信

11 ツイッターを活用し、犯罪情報や防犯情報を配信しています。今後も、声掛け事案、強盗、  
12 ひったくり、その他必要と認めた犯罪等の発生傾向等を分析して注意を呼びかける地域安全情  
13 報を発信します。

14 また、新規登録を呼びかけ、幅広い情報提供に努めます。

生活安全企画課

### 15 サイバー犯罪被害防止

16 サイバー犯罪から身を守る術を知らない児童・生徒やその保護者等を対象とした被害防止  
17 講座等の実施やホームページ、SNS等、多様な手段の活用による幅広い広報啓発活動を推  
18 進します。

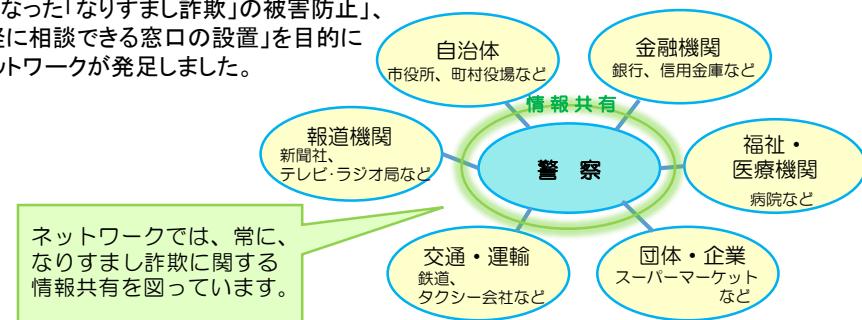
生活環境課・少年課

### 参考 ~なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークの取組(P.29)~

平成27年7月、「官民一体となった「なりすまし詐欺」の被害防止、「県民が、いつでもどこでも気軽に相談できる窓口の設置」を目的になりすまし詐欺防止ふくしまネットワークが発足しました。



ネットワークでは、常に、  
なりすまし詐欺に関する  
情報共有を図っています。

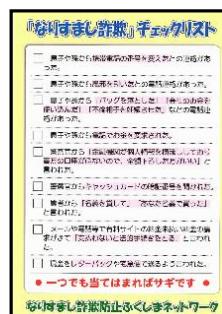


ネットワーク加入団体は、相談窓口を設置するほか、日常の業務を通じて、注意喚起など被害防止の広報を実施、さらに、なりすまし詐欺が疑われる人がいる場合には、警察への相談を勧める、もしくは警察への通報を行います。



相談窓口の設置

防  
なりすまし  
詐  
欺



↑ チェックリストを活用して  
詐欺の疑いを確認



↑ 広報用ポスター

1 3 防犯の推進

2 (2)防犯ボランティア団体等への支援

3 現状と課題

- 4 ● 防犯ボランティア団体は、地域の実情に応じた自主的な防犯活動に取り組んでおり、地域安全  
5 の牽引役として犯罪の未然防止と地域の安全確保に大きな役割を果たしています。県内では、  
6 平成28年末現在、392団体、約23,400人が地域の犯罪実態に応じた防犯パトロールや防犯診  
7 斷、子ども見守り活動等を行っています。
- 8 ● 防犯ボランティア団体等による活動が活性化され、より効果的で効率的なものとなるよう、自  
9 治体や警察による助言や指導、情報の提供、団体と連携した取組が求められています。
- 10 ● 県内では青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを行う団体が増加しています。一  
11 方、活動用の装備資機材の不足から活動に支障を来している団体があることから、防犯ボラン  
12 ティア活動が円滑に行われるよう、活動実態に応じた支援が求められています。
- 13 ● 被災地や避難先において、被災者による自主的な治安対策が行われていますが、関係機関が連  
14 携して自主防犯組織の活動を支援することが求められています。

15 施策展開の方向と取組

16 連携による地域安全活動

17 防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子  
18 ども見守り活動」等に対して指導助言を行うとともに、連携して活動を行うなど、地域安全活  
19 動を積極的に推進します。  
生活安全企画課・地域企画課

20 防犯ボランティア活動支援

21 防犯ボランティア団体等が効果的で効率的な活動が展開できるよう、情報を提供するなど、  
22 防犯ボランティア活動の支援に努めます。

23 また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対する支援を行うとともに、青  
24 色回転灯装備車両によるパトロールの実施台数の拡大を図るなど、防犯ボランティア活動の支  
25 援に努めます。  
生活環境総務課・生活安全企画課

26 被災者等による自主防災組織への支援

27 仮設住宅や災害・復興公営住宅等入居者の安全・安心を確保するため、自治会等と連携し  
28 て治安対策に取り組むとともに、被災者や事業者等による自主防犯組織の活動の支援に努め  
29 ます。

30 また、避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動の支援に努めます。  
31 生活安全企画課

1 3 防犯の推進

2 (3) 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備

3 現状と課題

- 4 ● 金融機関に対する強盗や手口が巧妙化する「なりすまし詐欺」、「インターネットバンキング  
5 不正送金」等が発生していることから、県警察は、市町村、福島県金融機関防犯対策協議会やサイバーフィルタ  
6 イバー犯罪に対する共同対処協定を締結した金融機関と連携して各種施策を推進するほか、被害  
の未然防止を図る必要があります。
- 7 ● スーパーマーケットやコンビニエンスストア等店舗対象の強盗が発生し、万引きが多発してい  
8 ることから、県警察は、福島県ストアセキュリティ対策協議会と連携して同協議会による各種施  
9 策を推進し、被害の未然防止を図る必要があります。
- 10 ● 自動車の盗難をはじめ、自動車に関する犯罪が多発し、被害車両の一部が海外に不正に輸出さ  
11 れていることなどに社会的関心が高まっている中、県警察は、福島県自動車盗難等防止対策協議  
12 会と連携してその被害を防止し、不正輸出をさせないための各種対策を推進する必要があります。  
13
- 組織が保有する情報を狙った標的型メール攻撃などのサイバー攻撃が発生していることから、  
14 県内の産学官が連携するために組織した、福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会と連携  
し、情報セキュリティ確保のための対策の徹底を図る必要があります。

14 施策展開の方向と取組

15 金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止

16 市町村、福島県金融機関防犯対策協議会と連携し、金融機関に対する強盗等の未然防止のた  
17 め、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策の推進と自主防犯体制の整備を図ります。

18 また、なりすまし詐欺を未然に防止するため、金融機関職員による声かけ等被害の未然防止  
19 に向けた各種施策を促進するほか、金融機関と警察の緊密な連絡体制の下、「なりすまし詐  
20 欺」被害防止アドバイザー制度による被害防止対策を推進します。

21 さらに、「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」との連携による広報なども行い、被  
22 害防止に努めます。

23 生活安全企画課

25 店舗対象の強盗事件等被害の防止

26 福島県ストアセキュリティ対策協議会と連携し、被害の未然防止に向けて、管理者対策と自  
27 主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策を推進  
28 します。

生活安全企画課

29 自動車盗難被害の防止

30 福島県自動車盗難等防止対策協議会と連携し、盗難被害の未然防止と盗難自動車の不正輸  
31 出をさせない環境づくり等を推進するため、駐車場対策、広報啓発等の各種対策を推進しま  
32 す。

生活安全企画課

33 サイバー攻撃による情報流出被害の防止

福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会と連携し、標的型メール攻撃等のサイバー攻  
撃から企業等が保有する重要な情報の流出を防止するため、セミナー等による啓発活動を通じ  
て組織内の情報セキュリティ対策を徹底します。

生活環境課、公安課

1      3 防犯の推進

2      (4)犯罪防止に配慮した環境設計(施設、住宅等の整備及び管理)普及

3      現状と課題

- 4      ● 空き巣等の住宅侵入犯罪は約45%が無施錠箇所から侵入され、自転車盗は駅駐輪場等における被害が多いなど、それぞれの犯罪により発生しやすい場所や特徴があることから、施設の管理者と連携を図り、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備を設置するなど防犯環境の整備を促進する必要があります。
- 5      ● 住宅を対象とした空き巣などの住宅侵入犯罪は、減少傾向にあるものの、**刑法犯全体の1割強**  
6      **を占めるなど、未だ**被害は多い状況にあります。こうした住宅侵入犯罪は、犯人と被害者が接触  
7      した場合、強盗や殺人等の凶悪事件に発展するおそれが高いことから、これらの犯罪を抑止する  
8      必要があります。
- 9      ● 一戸建住宅だけでなく、マンションやアパートなどの共同住宅においても、特殊な工具で鍵を開けるピッキングなどによる侵入等の犯罪が多発していることから、防犯性能の高い住宅の普及  
10     を図る必要があります。
- 11

12     施策展開の方向と取組

13     犯罪が起こりにくい環境整備

14     道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、照明、防犯カメラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。  
15     生活安全企画課

16     住宅の防犯対策

17     住宅に関しては、自主防犯診断の促進を図るとともに、住宅メーカーや警備業者との連携を図るほか、防犯に関する事項を含む「防犯対策推進の家チェックシート」の利用促進を図る等、  
18     防犯に配慮した住宅の普及に努めます。  
19     生活安全企画課・建築指導課

20     店舗における防犯対策

21     店舗面積1,000m<sup>2</sup>超の商業施設に対しては、大規模小売店舗立地法に基づき、出店業者への防犯指導の強化を図り、防犯対策を促進します。  
22     生活安全企画課

23     強盗の被害に遭いやすい店舗の防犯対策

24     金融機関、ぱちんこ店、ぱちんこ景品販売所、深夜飲食店、コンビニエンスストアなど強盗の被害に遭いやすい特定店舗に対しては、施設の管理者と連携を図り、防犯カメラの設置等ハード面の対策と従業員に対する防犯指導等ソフト面の対策を推進します。  
25     生活安全企画課

1      3 防犯の推進

2      (5)子どもの安全確保に関する施策の実施

3      現状と課題

- 4      ● 県内において、子どもが被害者となる犯罪が後を絶たない中、その前兆事案ともいべき声掛け事案も発生しており、子を持つ親ばかりでなく、県民の治安に対する不安材料となっていることから、引き続き、子どもの安全確保に関する対策を講ずる必要があります。
- 5      ● 各学校では、学校への不審者侵入や登下校中の緊急事態に対応するための危機管理マニュアル
- 6      を整備していますが、不審者侵入や声掛け事案等が発生し、児童生徒が被害を受ける事件が報告
- 7      されているため、引き続き各学校では防犯対策や防犯教育を充実していく必要があります。
- 8
- 9

10     施策展開の方向と取組

11     地域社会の連携による子どもの安全確保

12     子どもへの声掛け事案の情報共有を図るとともに、登下校時間帯をはじめとして通学路や公園等において子どもの見守り活動により警戒を行うとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、警察、学校、防犯関係団体、保護者等の地域社会の連携をより一層強化して子どもの安全確保対策を推進します。

13

14

15

16     少年課・健康教育課・義務教育課・特別支援教育課

17     学校における安全確保

18     各学校において整備した危機管理マニュアルがしっかりと機能するよう、隨時見直しを行うとともに、それを運用する教職員に対して研修を行うなど、子どもの安全確保の徹底を指導します。

19

20

21     健康教育課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

22     子どもの安全教育の充実

23     子ども自身が犯罪から身を守るためにには、子どもの防犯意識の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催するなど安全教育の充実に努めます。

24

25     健康教育課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・少年課

26     学校施設・設備点検による安全確保

27     学校に対し、校舎、体育館、プールなどの施設・設備の定期点検及び日常点検の実施を指導し、子どもの安全確保の徹底を図ります。

28

29     健康教育課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

30     指標

31     【分野補助指標】

32     指標名	33     計画策定時 現況値	34     現況値	35     H32年度 目標値	36     備考
37     犯罪発生件数 (刑法犯認知件数)	H23年 16,179件	H28年 <u>11,575件</u>	減少を目指す	*モニタリング指標
38     「なりすまし詐欺」の 被害額 (認知件数)	H23年 9,416万円 (34件)	H28年 <u>30,831万円</u> <u>(101件)</u>	減少を目指す	*モニタリング指標
39     防犯対策推進の家 推奨件数	H23年 970戸	H28年 <u>180戸</u>	累計で増加を 目指す	*モニタリング指標

## 4 虐待等対策の推進

### 目 標

児童、高齢者若しくは障がい者に対する虐待又は配偶者に対する暴力による重大な人権侵害を防止し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現します。

(1) 虐待等防止のための周知啓発	33
(2) 虐待等の防止体制の整備	35
(3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援	36
【虐待等対策の推進】指標	37

#### [関係する主な計画等]

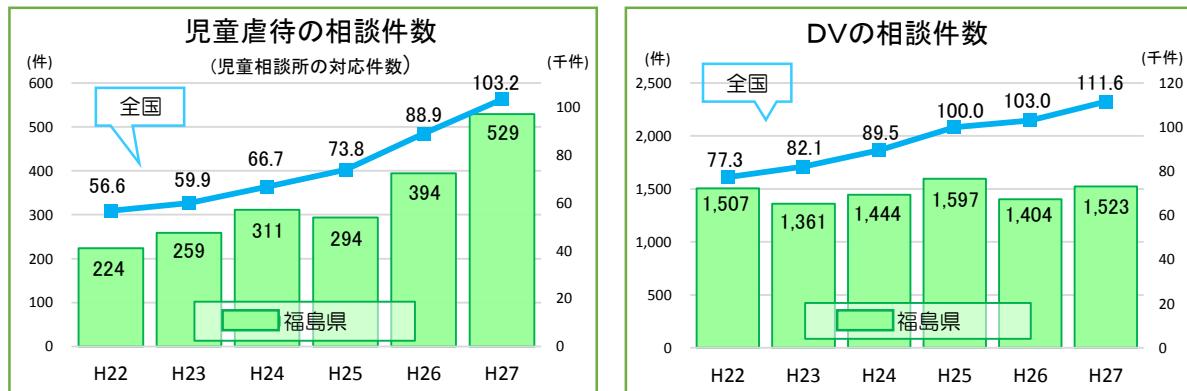
- 福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画  
(保健福祉部)  
ふくしま新生子ども夢プラン（保健福祉部）  
うつくしま高齢者いきいきプラン（保健福祉部）  
福島県障がい者計画（保健福祉部）  
ふくしま男女共同参画プラン（生活環境部）

## 1 4 虐待等対策の推進

### 2 (1)虐待等防止のための周知啓発

#### 3 現状と課題

- 4 ● DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、家庭内や施設内等で弱い立場に置かれがちな人々への虐待が潜在化しています。  
5 児童虐待の相談対応件数は、全国的に毎年増加しており、本県においても件数が増加傾向で、  
6 平成27年度は過去最高でした。  
7 また、本県におけるDV相談件数については、大きな変化は見られませんが、依然として高い  
8 水準で推移しています。



- 11 ● 暴力や虐待は、人間の尊厳の否定や人権侵害に当たるものです。それらを未然に防止し、早期  
12 に発見し、対応するためには、地域住民の認識を深め、地域を挙げて対応することが何よりも大  
13 切です。
- 14 ● 児童虐待は、子どもの心身の健全な成長や発達に悪影響を及ぼすものであり、児童虐待への対  
15 応は、地域や学校をはじめとした関係機関が認識を深め、情報や考え方を共有し、適切な連携の  
16 下で行う必要があります。
- 17 ● 児童虐待の早期発見に関して、学校の役割も大切です。教職員が自ら認識を深めるために、研  
18 修などを実施して周知啓発を行う必要があります。
- 19 ● 高齢者虐待については、地域住民や関係機関に対し、虐待の通報義務など制度に関する知識の  
20 普及や理解の促進、相談・通報窓口の周知が必要です。  
21 また、虐待を受ける高齢者には、認知症の方や要介護の認定を受けた方が多いことから、認知  
22 症や介護に関する知識、介護サービスの適切な利用などについても周知啓発を行う必要があります。  
23
- 24 ● 児童、高齢者、障がい者等の施設等においても、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向け  
25 た取組が必要です。
- 26 ● **障がい者への障害特性に応じた合理的配慮や権利擁護などにも適切に対応していく必要があります。**

1 4 虐待等対策の推進 …(1)虐待等防止のための周知啓発

2 施策展開の方向と取組

3 暴力、虐待防止の周知啓発

4 DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待については、大人から子どもまでを対象とした  
5 人権教育や虐待防止に関する制度を周知するなど普及啓発を実施し、社会全体の認識を深める  
6 よう努めます。  
7 高齢福祉課・児童家庭課・障がい福祉課・男女共生課

8 DV防止対策

9 DVについては、広報媒体による普及啓発事業を実施するとともに、女性支援パートナーと  
10 して活動するボランティアの対応力の向上や民間支援団体活動との連携・協力による事業の実  
11 施に努めます。  
12 児童家庭課・男女共生課

13 児童虐待防止対策

14 児童虐待については、広報媒体の活用や関係機関への啓発により社会全体の認識を深めるよ  
う努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るため、研修の充実に努めます。  
15 児童家庭課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

16 高齢者虐待防止対策

17 高齢者虐待については、県の各種広報媒体等を活用し、制度及び市町村等の相談・通報窓口  
18 を周知するとともに、高齢者虐待の一つである身体拘束についても、相談窓口の設置やその他の  
19 取組について周知を図ります。  
20 また、認知症や介護に関する知識などについて、県民向けの講習会を開催するなど周知啓発  
21 高齢福祉課

22 障がい者虐待防止対策

23 障がい者虐待については、制度の内容や通報義務、障がいや障がい者の特性などに関する正  
24 しい理解を促進するため、通報窓口、相談窓口を設置するとともに、ホームページを始めとした  
25 広報媒体による周知啓発を図ります。  
26 障がい福祉課

27 障がい者の権利擁護の推進

28 障がい者の権利擁護については、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合  
29 いながら共生する社会の実現に向け、障がい者への関心と理解が促進されるよう周知啓発を図  
30 ります。  
31 障がい福祉課

32 施設等における虐待防止対策

33 施設等における虐待の未然防止を図ります。さらに、虐待の早期発見、早期対応を含め、対策の実効性を高めるため、施設等に対して、  
34 虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた体制整備について周知徹底を図るとともに、施設職員等に対する研修の充実に努めます。  
35 高齢福祉課・児童家庭課・障がい福祉課

1 4 虐待等対策の推進

2 (2) 虐待等の防止体制の整備

3 現状と課題

- 4 ● DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた体制の  
5 整備が求められています。
- 6 ● 児童、高齢者、障がい者の虐待防止に向けて、住民に最も近い市町村の果たすべき役割が重要  
7 であることから、その円滑な取組のための市町村ネットワークが有機的に機能することが求めら  
8 れています。特に、母親のうつや乳幼児揺さぶられ症候群、若年出産、望まない妊娠などが社会  
9 問題になっており、地域における見守り力を高める必要があります。

10 施策展開の方向と取組

11 関係機関連携によるDV防止対策

12 「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力  
13 を図りながら、DVの防止と被害者の保護・自立支援に当たります。  
児童家庭課

14 児童相談所による総合的な支援

15 児童相談所は、中核的専門機関として関係機関と連携を図りながら、早期発見から虐待を受けた児童の自立に至るまでの総合的な支援を行います。

16 また、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図る上で、地域の事情を最も把握している市町村が中心となって関係機関が連携・協力する「要保護児童対策地域協議会」の役割が重要であるため、有機的に機能するよう支援に努めます。  
児童家庭課

20 児童虐待における関係機関の連携

21 児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護を図るため、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある機関等の通告体制の下、関係機関が適切に連携し対応とともに、市町村におけるネットワークの構築と運営を支援します。

22 児童家庭課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

25 高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援

26 各市町村においては高齢者虐待防止ネットワークが構築されており、同ネットワークが十分に機能するよう支援します。

27 また、認知症高齢者に対する適切な対応が図れるよう、認知症サポーターの養成や地域支援関係者に対する認知症対応力向上研修、認知症地域支援推進員研修などを行い、認知症に関する実践的な問題解決能力を向上させることで、高齢者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応が図られるよう支援します。

28 高齢福祉課

33 市町村職員等の対応能力向上のための研修

34 市町村、関係機関等における職員に対して、虐待における実務に直結した専門的な知識や具体的な対応方法等を学ぶ体系的な研修を実施し、個々の職員の虐待への対応能力の向上を図ります。

35 高齢福祉課・児童家庭課・障がい福祉課

37 障がい者虐待防止ネットワーク構築

38 障がい者への虐待の防止と早期発見のため、市町村が中心となった地域の実情に応じた関係機関との連携・協力体制の構築を支援します。

39 障がい福祉課

1      4 虐待等対策の推進

2      (3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援

3      現状と課題

- 4      ● DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待は、身体のみならず生命にまで及ぶことから、被  
5      虐待者の安全確保を最優先に保護を実施する必要があります。
- 6      ● 暴力や虐待への対応については、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応し  
7      ていく必要があります。
- 8      ● 虐待を行った家族等に対する支援を行い、養護者等の負担軽減を図る必要があります。
- 9      ● DV被害者が生活を再建するための支援体制の整備が求められています。

10     施策展開の方向と取組

11     関係機関連携によるDV被害者支援

12     DV被害者支援と同伴者の保護・自立支援のため、女性のための相談支援センターが配偶者  
13     暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）の中核となって、関係機関と連携し  
14     て対応します。

15     また、深刻で緊急な救済を要するDVに総合的に対応するため、「福島県ドメスティック・  
16     バイオレンス対策連携会議」の下、その関係機関が有機的に連携・協力し、DVの防止や被害  
17     者の支援を推進します。  
児童家庭課

18     DV相談体制の整備

19     DVセンターとして女性のための相談支援センター、県男女共生センター、各保健福祉事務  
20     所及び郡市山市こども家庭相談センターの計9施設を指定しており、女性相談員については、女  
21     性のための相談支援センター、各保健福祉事務所及び福島市等5市に配置されています。

22     DV被害者や同伴児の保護・自立支援に的確に対応するため、他の市町村にも女性相談員の  
23     配置を促すとともに、住民に最も身近な市町村が、適切な施設においてDVセンターの機能を  
24     果たせるよう、相談体制の整備を支援します。  
児童家庭課

25     虐待を受けた児童への保護・支援

26     虐待により心に深い傷を抱える児童については、家庭的な雰囲気の中で愛着と理解をもって  
27     養育する里親制度や、心理療法によるケア及び小規模なグループによりケアを行う児童養護施  
28     設における養育により、手厚い保護・支援を行います。

29     また、施設職員などからの虐待については、指導や助言を行うとともに、指導に従わない場  
30     合には、児童福祉法に基づく勧告・命令の権限を適切に行使し、被虐待児を支援します。  
児童家庭課

32     高齢者虐待の被害者等への支援

33     虐待を受けた高齢者や虐待を行った家族等への支援が適切に行われるよう、支援を行う市町  
34     村や地域包括支援センターの職員等に対し、虐待への対応能力向上のための研修を実施すると  
35     ともに、必要な助言を行います。  
高齢福祉課

36     障がい者虐待の相談・支援

37     障がい者への虐待については、日常生活での悩みごとから法律相談まで対応できる「障がい  
38     者110番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」などに  
39     より相談・支援を行い、障がい者の安全を守るとともに、虐待の背景にある問題を理解した上  
40     で、養護者や家族に必要な支援を行います。  
障がい福祉課

## 1 4 虐待等対策の推進

## 2 指標

## 3 【分野指標】

4 指標名	5 計画策定時 現況値	6 現況値	7 目標値	8 備考
DVセンター設置数 (DV)	H23年度 9か所	H27年度 9か所	H31年度 13か所	
女性相談員設置 市町村数(DV)	H23年度 5市	H27年度 5市	H31年度 13市	

## 10 【分野補助指標】

11 指標名	12 計画策定時 現況値	13 現況値	14 H32年度 目標値	15 備考
ドメスティック・バイオレンス 相談受付件数 (DV)	H23年度 1,361件	H27年度 1,523件	適切に対応する	※モニタリング指標
児童相談所における 児童虐待相談対応件数 (児童虐待)	H23年度 259件	H27年度 529件	適切に対応する	※モニタリング指標
高齢者虐待件数 (高齢者虐待)	H23年度 ・養介護施設 従事者等による 虐待 1件 ・養護者による 虐待 209件	H27年度 ・養介護施設 従事者等による 虐待 5件 ・養護者による 虐待 225件	適切に対応する	※モニタリング指標

## 5 交通安全の推進

### 目 標

交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現します。

(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備 39

(2) 交通安全に関する教育及び広報啓発 41

【交通安全の推進】指標 42

#### [関係する主な計画等]

福島県交通安全計画（生活環境部）

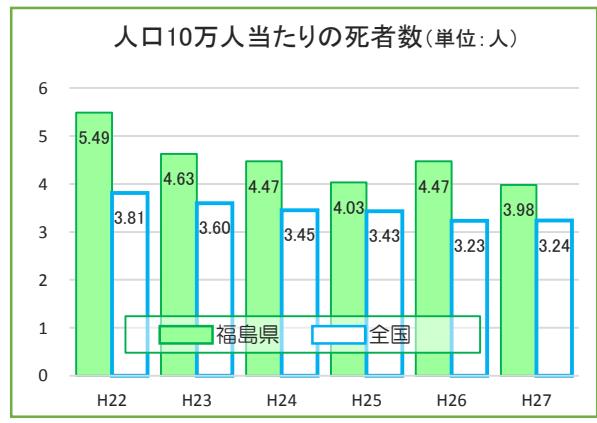
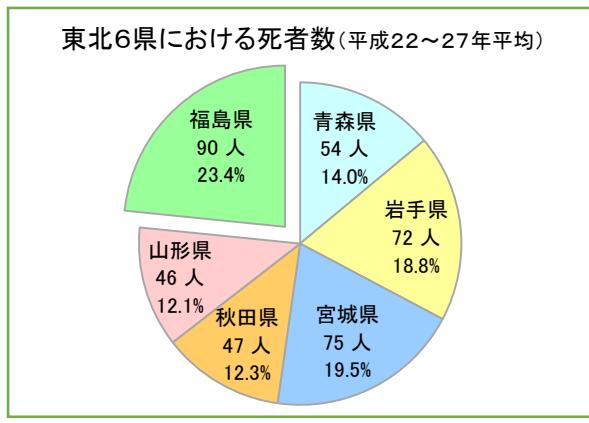
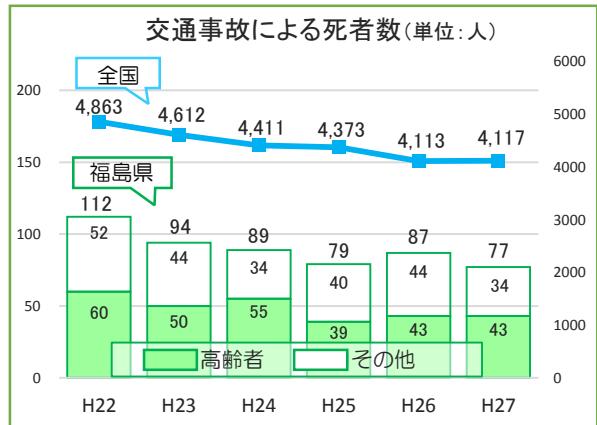
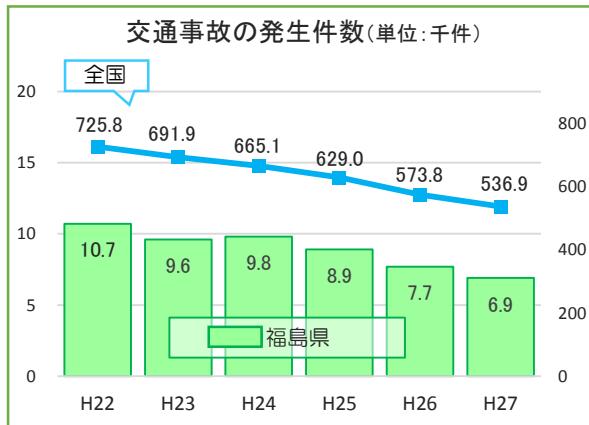
特定交通安全施設等整備事業実施計画（警察本部・土木部）

## 1 5 交通安全の推進

### 2 (1)国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備

#### 3 現状と課題

- 4 ● 本県の交通事故は近年減少傾向にあります。未だに年間約7千件の交通事故が発生しており、  
5 東北各県や全国との比較においても交通事故死者数が多いことから、交通事故防止対策は今後も  
6 全力を挙げて取り組むべき重要課題です。



- 9 ● 交通事故は、道路構造や交通状況などの事故発生地点付近における道路交通環境等が大きく影響しています。
- 10
- 11 ● 道路交通環境の整備に当たっては、地域によって道路環境や利用環境が異なることから、地域住民の声を踏まえながら取り組む必要があります。
- 12
- 13 ● 少子高齢化がますます進行する社会情勢の中で、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全をこれまで以上に確保するため、生活道路の道路環境整備など交通弱者に配慮した交通安全対策を推進する必要があります。
- 14
- 15
- 16 ● 特に浜通りでは、東日本大震災からの復旧・復興工事等により交通量が増加していることから、交通事故防止のための対策を強化していくことが必要となっています。
- 17

1      5 交通安全の推進 …(1)国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備

2      施策展開の方向と取組

3      事故分析による事故削減対策

4      交通事故が多発している箇所について、道路環境を踏まえた事故分析を行い、国や市町村、  
5      関係機関と連携しながら、効果的な事故削減対策を講じます。

6      生活交通課・道路計画課・道路整備課・まちづくり推進課・交通企画課・交通規制課

7      地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備

8      9      10     11     12     13     14     15     16     17     18     19     20     21     22     交通安全の確保は、道路利用者の生活、地域の経済、社会活動に密着した課題であることから、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を踏まえるとともに、高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる「人」優先の考え方に基づき、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。

道路整備課・交通規制課

13     地域の特性に応じた交通規制

14     15     16     すでに実施している交通規制についても、道路交通状況の変化に応じた適切な規制となるよう、道路構造、交通量、交通流、事故の発生状況、県民の要望等を考慮し、見直しに努めます。

交通規制課

17     交通情報提供の充実強化

18     19     20     21     22     交通情報（交通規制、交通渋滞、交通事故、迂回に関する情報等）の提供は、旅行時間の短縮等、ドライバーの利益に直結するとともに、交通の安全と円滑化を図るための重要な手段の一つであることから、交通情報板等の各種機器の整備、充実強化に努めるほか、関係機関と連携の上、情報収集を行い、各種メディアを活用した情報提供に努めます。

交通規制課

1      5 交通安全の推進

2      (2)交通安全に関する教育及び広報啓発

3      現状と課題

- 4      ● 交通事故根絶に向けた努力は、絶え間なく続けていかなければなりません。県や市町村、関  
5      係団体だけでなく、県民一人一人が高い意識を持って取り組むことが大切です。
- 6      ● 県内における交通死亡事故は、信号無視や一時不停止等の悪質違反を原因とするものが多く  
7      発生しています。また、飲酒運転による交通事故も続発している状況にあることから、運転者  
8      ばかりでなく、運転者を取り巻くすべての県民の交通安全意識向上が求められています。
- 9      ● 本県においては、東日本大震災に伴う交通事情の変化により、新たな交通事故の発生リスク  
10     が生じています。また、高規格道路の整備や高速道路の延伸等の道路環境の変化や、高齢者人  
11     口の増加、高齢運転免許保有者の増加等も、道路交通に大きな影響を与えるものと考えられます。
- 12     ● 交通事故死者に占める高齢者の割合が全体の約半数であることや、今後も高齢化が急速に進  
13     むことを踏まえると、高齢者が安全かつ安心して外出や移動できるような交通社会の形成が必  
14     要であるとともに、多様な高齢者の特性を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策が重要な課題  
15     となっています。
- 16     ● 今後の交通安全対策は、高齢者の特性を理解した交通安全教育をはじめ、あらゆる世代に対  
17     する交通安全意識啓発活動の一層の充実、県民自らの意識改革による積極的な交通安全活動への  
18     参加促進等が求められています。
- 19     ● 県内各地で交通ボランティア団体が自主的な交通安全活動に取り組んでおり、地域の交通事故防止に大きく貢献しています。これら交通ボランティア団体等の活動が効果的・持続的に展  
20     開されるよう、自治体、警察等との連携や、自治体、警察等による積極的な指導、支援が求め  
21     られています。
- 22

1 5 交通安全の推進 …(2)交通安全に関する教育及び広報啓発

2 施策展開の方向と取組

3 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

4 交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けてもらうため、幼児から高齢者に至るまで、  
5 心身の発達や年齢に応じた交通安全教育を行います。

6 また、高齢者自身の交通安全意識の向上に努めるとともに、他の世代に対しても高齢者の特  
7 性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発等を行うなど高齢者の事故防止対策を強  
8 化します。

9 私学・法人課・生活交通課・高齢福祉課・子育て支援課・  
健康教育課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・交通企画課

10 民間団体等の主体的活動の推進

11 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全に必要な資料の提供を充実するなど、  
12 その主体的な活動を促進します。

13 また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場  
14 に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用  
15 して働きかけを行います。

生活交通課・交通企画課

16 住民参加と協働の推進

17 交通安全意識の普及浸透を図るため、行政、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進  
18 するとともに、地域における交通ボランティア等が主体となって身近なところから交通安全活  
19 動に取り組むなど、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進します。

20 生活交通課・交通企画課

21 交通ボランティア活動支援

22 地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体との連携・協力を強化すると  
23 ともに、学校周辺の通学路等でのパトロール活動、保護誘導活動の従事者や交通安全教育の指  
24 導者の育成に努めます。

生活交通課・高齢福祉課・交通企画課

25 交通安全の広報啓発

26 県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、テレビ、ラ  
27 ジオ、新聞等の広報媒体を活用して効果的な広報や普及啓発に努めるとともに、交通安全に向  
28 けた取組みを推進するための県民運動を関係機関・団体が相互に連携し、組織的・継続的に展  
29 開します。

30 申請による運転免許の取消（自主返納）制度や、自主返納をした方への支援事業等について  
積極的に広報するとともに、高齢者が公共交通機関等を利用しやすい環境の整備について関係  
機関へ働きかけていきます。

生活交通課・交通企画課

30 指標

31 【分野指標】

32 指標名	33 計画策定期 現況値	34 現況値	35 H32年 目標値	36 備考
37 交通事故死者数	H23年 94人	H27年 77人	60人以下	
38 交通事故死傷者数	H23年 11,949人	H27年 8,421人	6,300人以下	

## 6 医療に関する県民参画等の推進

### 目標

県民の健康で健やかな生活を実現します。

(1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発	44
(2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進	46
(3) 市町村及び医療関係団体との連携の強化	47
(4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理	48
【医療に関する県民参画等の推進】指標	49

#### [関係する主な計画等]

- 福島県保健医療福祉復興ビジョン（保健福祉部）
- 福島県医療計画（保健福祉部）
- 健康ふくしま21計画（保健福祉部）
- 福島県感染症予防計画（保健福祉部）
- 福島県結核予防計画（保健福祉部）
- 福島県献血推進計画（保健福祉部）
- 福島県自殺対策推進行動計画（保健福祉部）

1      6 医療に関する県民参画等の推進

2      (1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発

3      現状と課題

- 4      ● 死亡の原因の約6割は生活習慣病です。健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るために、自分の  
5      健康は自分で守るというセルフ・ケアを基本とした生活習慣を心がけ、実践することが求められ  
6      ています。
- 7      近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、それを原因とする死亡は、全  
8      体の約3分の1にものぼると推計されています。このため、健診等を積極的に利用し、生活習慣  
9      病予防に努めることが求められています。
- 10     ● 新型インフルエンザ等をはじめ、結核、エイズ、麻疹などの感染症の感染拡大を防止するた  
11     め、行政や医療機関が迅速かつ的確な措置を講ずることはもとより、県民一人一人が感染症に対  
12     する正しい知識を持って行動することが求められています。
- 13     ● ストレスなどにより心のバランスを崩し、心の病気にかかる可能性は誰にでもあります。また、  
14     うつ病などにより自殺に至ってしまうこともあります。このため、心の健康や自殺予防について、  
15     県民へ周知啓発を行う必要があります。
- 16     ● 夜間や休日の救急診療に軽症の患者が訪れる「コンビニ受診」や、急病でないにも関わらず救  
17     急車を呼びケースが増えており、真に緊急を要する傷病者への対応に支障があることから、県民  
18     一人一人が救急医療への正しい理解の下に行動することが求められています。
- 19     ● 休日や夜間の小児救急医療に不安を持つ保護者が増加しています。保護者の不安を軽減するた  
20     めの対策が求められています。
- 21     ● 難病（特定疾患）の患者数は増加傾向にあり、患者やその家族が安心して療養生活を送るために、相談体制を充実し、難病に関する理解の促進を図る必要があります。

1 6 医療に関する県民参画等の推進 …(1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発

2 施策展開の方向と取組

3 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発

4 がんや心疾患等の生活習慣病を予防し、一人一人が健康な生活習慣を形成できるよう、運動、  
5 食生活、喫煙、各種健康診断などの情報提供や普及啓発、環境整備を図ります。

6 がん検診等の受診勧奨や、がんを含む生活習慣病の予防に関するチラシ等の啓発資料を作成  
7 し、がん検診推進員を介して、県民への啓発を推進します。受動喫煙防止対策については、世  
8 界禁煙デーに合わせたキャンペーンを県内全保健福祉事務所で行う他、チラシによる啓発や、  
9 公共施設の受動喫煙防止対策調査を実施します。

10 健康増進課

11 感染症に対する正しい知識等の普及啓発

12 感染症の発生予防、早期発見及び拡大防止のため、各年齢層や学校、高齢者施設等に対する  
13 正しい知識や予防策の普及啓発を図ります。

14 健康増進課

15 心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談支援

16 心の健康や自殺予防に関し、研修会の開催やパンフレット、インターネットなどによる知識  
17 の普及啓発に努めます。

18 また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行います。

19 障がい福祉課

20 救急医療に関する正しい理解、適正な利用の促進

21 救急車や救急医療機関の不要・不急の利用の増加が、救急医療現場を圧迫していることから、  
22 一般社団法人福島県医師会や市町村等関係機関との連携の下、県民に対して救急医療への正  
しい理解と、適正な利用を促します。

23 地域医療課・消防保安課

24 小児救急に関する情報提供

25 小児救急に関する電話相談体制（#8000（ヤーフ ハッセル））を構築し、保護者からの相談  
26 を受け、小児が夜間に急変した場合の処置方法や医療機関等に関する情報提供を行います。

27 地域医療課

28 難病への理解促進と支援体制の充実

29 保健福祉事務所や難病相談支援センターにおける相談機能の充実を図るとともに、難病患者  
30 ・家族会等との連携により、難病に対する理解促進と地域における支援体制の整備を図りま  
す。

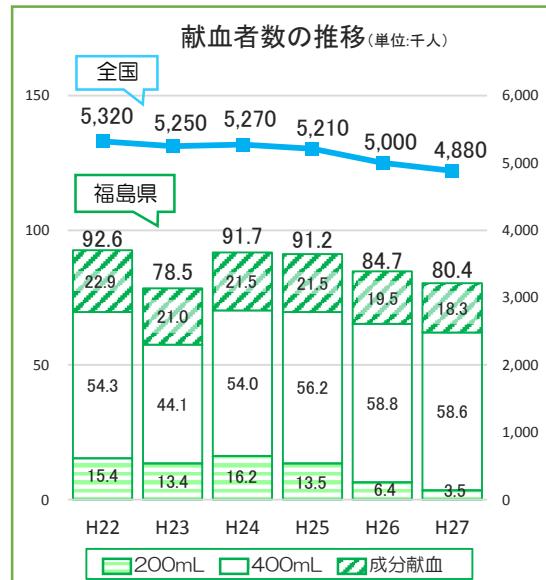
31 健康増進課

## 1 6 医療に関する県民参画等の推進

### 2 (2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進

#### 3 現状と課題

- 4 ● 血液製剤は医療に欠かせないものであり、  
5 その原料となる血液は人工的に作り出せない  
6 ことから、県民からの献血は医療を支える重要  
7 なものです。
- 8 ● 震災後、献血協力事業所が減少していること  
9 などを背景に、献血者数は減少傾向にあり、  
10 特に10代、20代の若年層献血者が著しく減少  
11 しています。
- 12 ● 赤血球製剤の適正在庫である供給量3日分を  
13 下回らないよう、安定した献血が求められています。
- 14 ● 腎臓、骨髄、角膜などの移植を希望する患者  
15 が移植機会を得ることができるよう、県民の臓器  
16 移植への理解を促し、腎バンクや骨髄バンク  
17 ドナー、アイバンクへの登録の促進、臓器提供  
18 の意思表示カードの普及が求められています。



#### 20 施策展開の方向と取組

##### 21 献血運動の普及啓発

22 県民の安全と安心を守るために献血者の安定的な確保が必要であることから、県民に対する献血運動の普及啓発を継続して実施します。特に複数回献血者の確保や減少が著しい若年層  
23 を対象とした施策を重点的に展開します。  
24 葉務課

##### 25 骨髄バンクやアイバンクドナー登録の促進

26 広く県民に対して、白血病などの血液難病患者を救う骨髄バンク事業への理解を促し、骨髄  
27 バンクドナー登録の促進を図ります。また、角膜や腎臓などの臓器移植の大切さを啓発し、ア  
28 イバンクや腎臓提供者の登録の促進を図ります。  
地域医療課

##### 29 臓器移植に関する県民等の意識向上

30 臓器移植コーディネーターの設置等により、臓器移植の円滑な実施と臓器移植に関する県民  
31 及び医療機関の意識向上を図り、患者が適正かつ公平に臓器移植を受けることができる環境を  
32 整備します。  
地域医療課

1      6 医療に関する県民参画等の推進

2      (3) 市町村及び医療関係団体との連携の強化

3      現状と課題

- 4      ● 震災後献血協力事業所が減少していることから、新たな協力事業所の開拓を含め、安定した血  
5      液の確保のため、県は、市町村及び血液センターと協力して事業所に対し献血への協力を呼びか  
6      けています。
- 7      ● 心の病気については、早期発見・早期治療が大切であり、本人や家族が利用しやすい相談体制  
8      の整備をはじめ、行政と医療関係機関の更なる連携強化が求められています。

9      施策展開の方向と取組

10     関係機関連携による献血の促進

11     目標献血量を確保するため、市町村や血液センター、県が事業所を訪問して、献血に関する  
12     理解と協力を依頼します。特に顕著な協力のあった事業所に対しては、事業所を訪問して感謝  
13     の意を表明するとともに、継続要請を行います。薬務課

14     市町村との連携強化

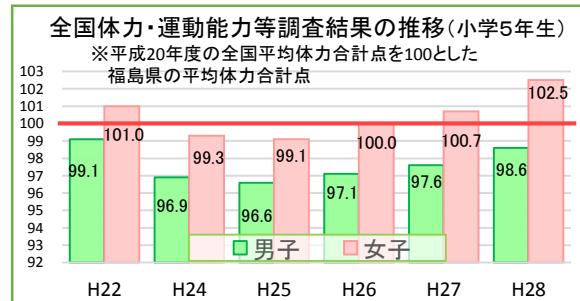
15     心の病気の早期対応を図るため、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて精神科医  
16     師による相談を強化するとともに、市町村における心の健康づくり推進のため、研修による人  
17     材育成や事業への協力支援を行い、連携を強化します。障がい福祉課・こども・青少年政策課

1 6 医療に関する県民参画等の推進

2 (4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理

3 現状と課題

- 4 ● 原子力災害を受けて、多くの県民が放射線による健康影響について不安を抱いており、ストレ  
5 スや運動不足、食事の偏り等による健康への悪影響が問題となっています。健康リスクに関する  
6 正しい理解を促進するとともに、長期にわたる健康被害や健康不安への対応が求められています。  
7
- 8 ● 長期間の避難生活などによる精神的ストレスの蓄積が問題になっており、被災者の心のケアに  
9 取り組む必要があります。
- 10 ● 被災による避難生活や原子力災害に伴う屋外活動の制限により低下した子どもたちの体力向上や肥満傾向児の出現率を低下させるため、運動能力の向上や食育等による健康増進を進めていく必要があります。  
11  
12  
13  
14



16 施策展開の方向と取組

17 放射線の影響に対する健康管理

18 県民健康調査において、県民の理解を得ながら、基本調査による外部被ばく線量推計を行うほか、甲状腺検査や健康診査、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査などを引き続き実施し、長期にわたり県民の健康を見守ります。

19 また、放射線による健康への影響等について、県民等への正しく分かりやすい情報の提供等をすすめるため、「甲状腺検査」出張説明会を開催するなど、リスクコミュニケーションの環境整備に取り組みます。

20 県民健康調査課・地域医療課

21 被災者の心のケア

22 民間ボランティアのネットワークの活動や協働などにより、被災者の心的ストレスの解消を図ります。

23 また、ふくしま心のケアセンターを設置し、訪問活動や市町村等と連携したきめ細かな支援などにより、被災者の心のケアの推進を図ります。

24 社会福祉課・障がい福祉課

25 子どもたちの体力向上に関する取組の充実

26 個人の健康等に関する情報を一元管理できる自分手帳を活かした健康づくりを推進していくとともに、体育の授業等に専門アドバイザーを派遣し、運動能力の向上や食育等による健康増進を図ります。

27 健康教育課

## 1 6 医療に関する県民参画等の推進

## 2 指標

## 3 【分野指標】

4 指標名	5 計画策定期 現況値	6 現況値	7 目標値	8 備考
9 がん検診受診率 胃がん 肺がん 大腸がん 乳がん 子宮頸がん	10 【参考】H22年度 27.8% 37.6% 28.3% 46.6% 43.7%	11 H27年度 <u>26.9%</u> <u>36.9%</u> <u>33.9%</u> <u>44.9%</u> <u>40.4%</u>	12 H29年度 50%以上 50%以上 50%以上 60%以上 60%以上	13
14 特定健康診査 実施率 (受診者数／対象者数)	15 【参考】H22年度 43.3%	16 H26年度 48.6%	17 H29年度 70%以上	18
19 献血目標達成率	20 H23年度 血液量 85.1%	21 H27年度 血液量 104.7%	22 H32年度 血液量 100%以上	23
24 麻しん予防接種率	25 H23年度 88.7%(第1期) 85.4%(第2期)	26 H27年度 94.2%(第1期) 92.2%(第2期)	27 H32年度 98%以上(第1期) 98%以上(第2期)	28
29 自殺者数	30 H23年 502人	31 H27年 411人	32 ※現在検討中	33
34 全国体力・運動能 力、運動習慣等調 査における新体力 テストの全国平均 との比較割合 (公立小・中学校)	35 【参考】H22年度 小5男子 99.1 小5女子 101.0 中2男子 98.2 中2女子 97.4	36 H28年度 <u>小5男子 98.6</u> <u>小5女子 102.5</u> <u>中2男子 99.3</u> <u>中2女子 100.0</u>	37 H32年度 小5男子 101.0以上 小5女子 102.5以上 中2男子 101.5以上 中2女子 101.0以上	38 平成20年度 の全国平均 値を100とした 場合の数値

## 28 【分野補助指標】

29 指標名	30 計画策定期 現況値	31 現況値	32 H32年度 目標値	33 備考
34 小児救急医療電話 相談件数 (#8000の件数)	35 H23年度 7,003件	36 H27年度 9,985 件	37 適切に対応する	38 ※モニタリング指標
39 ふくしま心のケアセ ンターにおける 年間相談支援件数	40 H24年度 9,740件	41 H27年度 4,972件	42 適切に対応する	43 ※モニタリング指標
44 小学校児童の栄養 不良や肥満、やせ 傾向(栄養状態)の 割合 (公私立小学校)	45 【参考】H22年度 2.7%	46 H27年度 2.5%	47 低下を目指す	48 ※モニタリング指標

## 1 7 食品の安全確保の推進

### 2 目 標

3 県民の健康保護を最優先し、及び消費者の視点を重視した  
4 生産から消費に至る一貫した食品の安全が確保された暮らしを実現します。

5 (1) 安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化	51
6 (2) 食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進	53
7 (3) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化	54
8 (4) 食品中の放射性物質対策への取組	55
9 【食品の安全確保の推進】指標	56

10 [関係する主な計画等]  
11 ふくしま食の安全・安心に関する基本方針（保健福祉部）  
12 ふくしま食の安全・安心対策プログラム（保健福祉部）  
13 福島県食育推進計画（保健福祉部）  
14 ふくしま農林水産業新生プラン（農林水産部）

1 7 食品の安全確保の推進

2 (1)安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化

3 現状と課題

- 4 ● 近年の食の安全に関わる様々な事件・事故の発生を背景に、消費者の食に対する信頼が大きく  
5 握らいでおり、安全で安心な食品の提供が重要な課題となっています。このため、消費者の視点  
6 を重視し、食品の安全確保及び消費者の安心確保を図る上で、生産から消費に至る一貫した食品安全対策の取組を推進する必要があります。
- 7
- 8 ● 生産者や食品関係事業者による、消費者の視点に立った、生産から消費に至るまでの食品の安全確保に向けた自主的な取組の支援が求められています。
- 9
- 10 ● 農薬の不適正使用などにより、残留基準を超過して農薬が検出される事例が発生するなど農林水産物の安全に対する消費者の関心が高まっており、生産情報の提供や生産者への農薬等の適正使用指導等、安全な農林水産物の生産に向けた指導強化が求められています。
- 11
- 12
- 13 ● 食中毒の発生や食品の不適正表示、さらには輸入食品への薬物等の混入事件の発生などにより、  
14 消費者の食品に対する不安・不信がこれまでになく増大していることから、製造から流通販売の各段階において、食品関係事業者に対する専門的な監視指導が求められています。
- 15
- 16 ● 違反食品等の流通を未然に防止し、安全な食品の流通を確保するため、生産から流通販売までの各段階において残留農薬や食品添加物等に関する検査の強化が求められています。
- 17

18 施策展開の方向と取組

19 安全な農林水産物の生産と供給

20 生産者自ら実施する栽培管理や衛生管理等に関する技術の普及を図り、生産者の自主的な取組を促進して、安全な農林水産物の生産と供給を図ります。

21 農業振興課・環境保全農業課・水田畠作課・園芸課・畜産課・水産課・林業振興課

22 安全な食品の製造加工

23 安全な食品の製造加工のために、衛生管理等に関する技術の普及を図り、製造加工者の自主的な取組を促進します。

24 食品生活衛生課・産業創出課

25 生産段階における監視・指導の強化

26 生産者に対して、農薬等の適正使用に関する助言指導など、安全な農林水産物の生産に向けた安全管理の指導を強化します。

27 環境保全農業課・水田畠作課・畜産課・水産課

28 製造・加工段階における監視・指導の強化

29 食品の製造・加工施設及び大規模調理施設等に対する監視・指導を強化し、不良食品や食中毒防止対策の徹底を図ります。

30 健康増進課・食品生活衛生課

1     **7 食品の安全確保の推進 …(1)安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化**

2     **施策展開の方向と取組**

3     **流通・販売段階における監視・指導の強化**

4       卸売市場に対する検査を通じて指導を行うとともに、大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、食品の衛生管理の徹底を図ります。

5       食品生活衛生課・環境保全農業課・農産物流通課

7     **輸入食品に対する監視・指導の強化**

8       輸入食品の流通状況等の正確な情報収集を実施するとともに、輸入食品の流通・販売施設及び輸入食品を原料とする食品製造施設等の監視・指導を強化します。

9       食品生活衛生課

11    **食品表示の適正化の推進**

12     生産、製造・加工及び流通販売施設での食品表示の確認検査等を実施し、関係法令に基づいた適正な表示の指導を強化します。

13     また、研修会の開催や啓発資料等の配布により、平成27年4月から施行された食品表示法の周知徹底を図ります。

14     消費生活課・健康増進課・食品生活衛生課・環境保全農業課

17    **食の安全を確保するための検査体制の充実**

18     食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産、製造・加工、流通・販売段階及び学校や社会福祉施設における消費段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除を図るなど、食品の安全性を確保します。

19     食品生活衛生課・薬務課・健康教育課

22    **食品の安全に関する調査研究の推進**

23     食品の安全確保に向けた技術開発、調査研究等の推進を図ります。

24     農業振興課

1      7 食品の安全確保の推進

2      (2)食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進

3      現状と課題

- 4      ● 近年の食の安全に関する様々な事件・事故の発生や食の安全に関する情報のはん濫により、県  
5      民自らが食品の安全性を容易に判断することが困難な現状にあることから、消費者が自ら正しく  
6      判断できるよう、知識の普及と情報提供が求められています。
- 7      ● 県民の食に対する不安が増大している背景としては、近年の食の安全に関する様々な事件・事  
8      故が発生していることに加え、消費者・生産者・食品関係事業者など食に関する関係者間における  
9      情報交換の不足と信頼関係の醸成不足が指摘されています。
- 10     ● 消費者・生産者・食品関係事業者など、食に関する関係者が情報及び意見交換を行う機会を設  
11     け、関係者間の相互理解を図るとともに、食の安全と安心の確保への共通認識を持ち、信頼関係  
12     を構築していく必要があります。
- 13     ● 未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、学校給食の安全確保を図ることはもとより、  
14     乳幼児期からライフステージに応じた望ましい食生活の実現に向けた食育を推進するとともに、食品の正確な知識の普及が求められています。

16     施策展開の方向と取組

17     食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

18     食品による健康被害の情報や食の安全に関する検査の結果などの情報について、各種広報媒  
19     体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者に対して食の安全に関する講習会等  
20     を実施して、普及啓発を推進します。

21     消費生活課・健康増進課・農林企画課・食品生活衛生課・林業振興課

22     食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進

23     食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るため、情報及  
24     び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行います。 食品生活衛生課・農林企画課

25     食の安全に関する県民の意見の施策への反映

26     食の安全・安心は、行政による施策の実施だけでは達成できないことから、広く県民の意見  
27     を施策に反映させるため、ふくしま食の安全安心推進懇談会や県民からの意見提案など、県民  
28     のニーズの把握に努めます。 食品生活衛生課

29     食育の推進

30     県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保  
31     持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるよう、家庭、学校、地域が一体となって食育  
32     を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。

33     特に学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進体制を  
34     整備するほか、食育実践サポーターの派遣等により子どもたちの学ぶ機会を推進します。

35     健康増進課・健康教育課・農産物流通課

## 1 7 食品の安全確保の推進

### 2 (3)国、市町村その他の関係機関等との連携の強化

#### 3 現状と課題

- 4 ● 近年の食の安全に関わる様々な事件・事故の発生を背景に、県民の食に対する不安がこれまで  
5 なく増大していることから、引き続き府内関係部局と連携を図るとともに、国、市町村その他の  
6 の関係機関とも連携し、食の安全に関わる情報収集と県民への迅速な情報提供に努める必要があります。  
7
- 8 ● 輸入食品の増加や食品流通の広域化に伴い、食の安全に関わる事件・事故は、県域を越えて複  
9 数自治体にまたがって発生する場合があることから、国や他の自治体等との連携を強化し、対応  
10 する必要があります。

#### 11 施策展開の方向と取組

##### 12 関係機関の連携強化

13 県民の健康を保護し、府内関係部局及び県内関係自治体相互の連携を図り、食の安全・安心  
14 の確保を推進するため「ふくしま食の安全・安心推進会議」を設置して、食の安全・安心に関する  
15 施策の策定や進行管理及び普及啓発などを実施します。また、食品に関する苦情や相談等  
16 を受け付け、迅速な対応と正確な情報の提供に努めます。

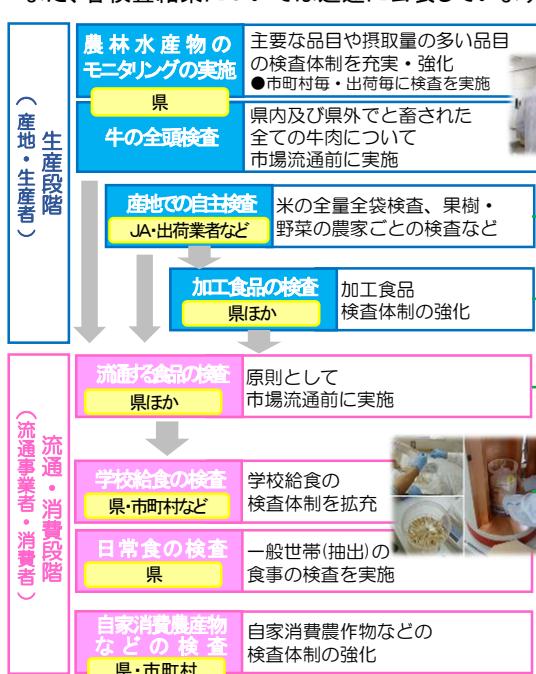
17 食品生活衛生課・消費生活課・環境保全農業課

##### 18 国、市町村その他の関係機関との連携

19 国、市町村その他の関係機関と連携し、積極的に情報収集、意見交換等を行うとともに迅速  
20 な危機管理対応の強化に努めます。

#### 21 参考～食の安全安心の取組…放射性物質の検査体制と情報発信～

22 県産食品の安全性を確保するために、生産・流通・消費の各段階で  
23 複数回にわたる検査を行っています。行政はもとより、産地、生産者、  
24 流通事業者との連携で、各段階による検査を多数実施することにより、  
25 安全性が確保された農林水産物のみを出荷しています。  
26 また、各検査結果については迅速に公表しています。



←ホームページでの公表  
(「ふくしま新発売。JHP」)

一部の店舗等ではタッチパネル式液晶ディスプレイを設置→

##### ★情報発信の取組

農林水産業の復興の様子や安全・安心の取組を知ってもらうため、実際に産地に足を運んでもらうモニターツアーや、県内外の避難者の方へ向けた広報誌を発行するなど、様々な情報発信の取組を行っています。



「がんばる農林漁業者」の取組等を紹介した広報誌→

これからも食品の安全・安心を確保するため、県内外に向け、検査結果の公表及び積極的な情報発信を行っていきます。

1 7 食品の安全確保の推進

2 (4)食品中の放射性物質対策への取組

3 現状と課題

- 4 ● 東日本大震災と原子力災害に伴う放射性物質の放出は本県における食の安全・安心を根底から  
5 揺るがすものであり、風評被害や県民の不安を解消するため、食品中の放射性物質対策について、  
6 生産から消費に至る事業者の自主的取組の支援、生産現場での監視指導、食品の検査、迅速で正  
7 確な情報発信や正確な知識の普及などの対応が求められています。
- 8 ● 食と放射能に関する説明会等を通じて、放射性物質についての正確な知識の普及を図り、放射  
9 性物質に関する県民の疑問や不安解消に努めてきましたが、今後はさらに県民が自ら判断する力  
10 を持つことが必要となっています。

11 施策展開の方向と取組

12 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策

13 食品の安全性を確保するため、生産者や製造加工者自らが放射性物質に関する理解を深め、  
14 自主的に取り組むことが必要であることから、放射性物質対策を含めた農林水産物の栽培管理  
15 に関する技術の普及、指導や加工食品の製造・加工工程における安全管理に関する監視、指導  
16 を行い、安全な食品の生産と供給に努めます。

17 食品生活衛生課・農林企画課・農業振興課・環境保全農業課・農產物流通課・  
18 水田畑作課・園芸課・畜産課・水産課・林業振興課

19 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信

20 食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の  
21 放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果  
22 を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。

23 消費生活課・自然保護課・食品生活衛生課・こども・青少年政策課・産業創出課・  
24 環境保全農業課・農產物流通課・水田畑作課・園芸課・畜産課・水産課・  
25 林業振興課・健康教育課・放射線監視室

26 飲料水の放射性物質検査と測定結果の情報発信

27 水道水や飲用井戸水等の放射性物質検査を積極的に実施するとともに、測定結果を迅速に情  
28 報発信して、飲用水の安全と安心を確保します。 食品生活衛生課・消費生活課・放射線監視室

29 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進

30 放射性物質対策に関する最新情報を提供し、放射性物質についての正確な知識の普及を図り、  
31 放射性物質に関する県民の疑問や不安解消を図るとともに、今後はさらに県民が自ら判断する  
32 力を持つことができるような機会を設けるなど努めます。

33 消費生活課・食品生活衛生課・農業振興課・環境保全農業課・  
34 農產物流通課・水田畑作課・園芸課・畜産課・水産課・林業振興課

35 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

36 食の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質の除去や低減等の技術開発、調査研究  
37 等の推進を図ります。 食品生活衛生課・農業振興課

1 7 食品の安全確保の推進

2 指標

3 【分野指標】

4	5	指標名	計画策定時 現況値	現況値	H32年度 目標値	備考
6	7	不良食品発生件数	H23年度 42 件 うち、放射性物質 によるもの 9件	H27年度 57 件 うち、放射性物質 によるもの 0件	23 件以下 うち、放射性物質 によるもの 0 件	
8	9	食品表示法に基づく 生鮮食品の適正表示率	H22年度 94.0 %	H27年度 98.8 %	100%	
10	11	GAP(農業生産工程 管理)に取り組む産地数	H23年度 114 産地	H27年度 208 産地	242 産地以上	
12	13	エコファーマー認定 件数	H23年度 21,091 件	H27年度 14,425 件	25,000 件以上	
14	15	食品と放射能に関する リスクコミュニケーション の実施件数	H24年度 49回	H27年度 77 回 (H25～の累計は 220回)	480 回以上 (H25～32累計)	

19 【分野補助指標】

20	21	指標名	計画策定時 現況値	現況値	H32年度 目標値	備考
22	23	消費者及び事業者の 活動支援回数及び 人数	H23年度 80回 2,758人	H27年度 207 回 7,716 人	適切に対応する	※モニタリング指標
24	25	食品安全110番受付 処理件数	H23年度 5 件	H27年度 8 件	適切に対応する	※モニタリング指標
26	27	食品の安全に関する 意識の普及啓発回数 及び人数	H23年度 174回 7,234人	H27年度 407 回 14,170 人	適切に対応する	※モニタリング指標

## 8 生活環境の保全

### 目標

環境の保全上の支障がなく、将来にわたり環境が健全で恵み豊かなものとして維持され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保します。

5	(1) 環境の状況の監視及び調査	58
6	(2) 生活環境の保全に関する周知啓発	59
7	(3) リスクコミュニケーションの推進	60
8	(4) 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策	60
9	(5) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復	61
10	【生活環境の保全】指標	63

[関係する主な計画等]

- 福島県環境基本計画（生活環境部）
- 福島県水環境保全基本計画（生活環境部）
- 福島県廃棄物処理計画（生活環境部）

1 8 生活環境の保全

2 (1)環境の状況の監視及び調査

3 現状と課題

- 4 ● 工場や事業場周辺の地域住民の安全と安心確保のため、大気・水質等について、発生源の監視  
5 と汚染物質等のモニタリング調査を実施しています。一部の事業者に規制基準等の超過や環境基  
6 準が達成できない項目が見られることから、更なる監視体制の強化と汚染物質が基準を超過して  
7 検出された場合の迅速な対応が求められています。
- 8 ● 近年、燃え殻等の産業廃棄物を中間処理（固形化等）して路盤材等に再生し、販売している事  
9 例が増えてきており、その製品に含まれる有害物質等により周辺環境が汚染される可能性がある  
10 ことから、その実態を把握して、状況に応じて改善策を指導していく必要があります。
- 11 ● 産業廃棄物最終処分場の埋立物及び放流水の安全性や周辺環境への影響の有無について、継続  
12 的に監視指導を行っていく必要があります。
- 13 ● 産業廃棄物の不法投棄については、生活環境の保全に重大な支障を及ぼし、また、不法投棄事  
14 案の回復に多額の費用と多くの時間を要することから、不法投棄の未然防止及び早期発見のた  
15 め、不法投棄監視員や適正処理監視指導員を委嘱するとともに、夜間・休日等の監視業務を警備  
16 会社に委託するなどの監視活動を実施しています。近年の産業廃棄物の不法投棄の状況は減少傾  
17 向にあるものの、その内容は悪質・巧妙化しています。

18 施策展開の方向と取組

19 環境モニタリングの充実強化

20 工場や事業場に対して汚染物質等の排出基準等の遵守を指導するとともに、環境モニタリング  
21 の充実強化を図り、環境基準の超過が見られた場合は、詳細調査などによる原因究明や事業  
22 者への改善対策の指導など、迅速かつ的確な措置を講じます。水・大気環境課

23 調査結果の維持管理・指導への反映

24 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場からの放流水等の調査結果については、立  
25 入調査による排水処理施設の稼働状況等を踏まえて、適正な維持管理が図られるように役立てる  
26 とともに、過去の調査結果から検査対象物質の検出項目数が多い施設及び濃度が相対的に高い  
27 施設について、重点的に排出状況等の経年的な変化を調査し、その結果をもとに削減対策や  
28 埋立処分の方法、排水処理などの指導を行います。一般廃棄物課・産業廃棄物課

29 産業廃棄物の安全性確認

30 産業廃棄物の再利用や埋立物については、ダイオキシン類等有害物質による環境への影響の  
31 有無など安全性の確認を継続して実施します。産業廃棄物課

32 総合的な不法投棄防止対策事業の実施

33 「廃棄物の不法投棄は絶対にさせない、許さない」という地域住民の意識醸成と地域住民に  
34 よる日常的な監視体制づくりを支援するなど、総合的な不法投棄防止対策事業を実施し、不法  
35 投棄の根絶を目指します。産業廃棄物課

36 不法投棄広域化への対応

37 産廃スクラム（関東及びその近県の都県市で構成する協議会）への参加等、広域連携を推進  
38 し、構成自治体と日頃から情報を共有するとともに、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査  
39 を連携して実施するなど、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止や不適正処理発  
40 生後の迅速な対応に努めます。産業廃棄物課

## 1 8 生活環境の保全

### 2 (2)生活環境の保全に関する周知啓発

#### 3 現状と課題

- 4 ● 県内の大気環境や水環境は、おむね良好な状況にありますが、大気環境基準を達成していない項目や生活排水による水質汚濁が改善されていない河川があるなど、さらに環境保全対策を推進していく必要があります。大気環境や水環境等の保全を図るためにには、社会経済活動、その他の活動による環境への負荷をできるだけ低減することが重要であり、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割分担のもと連携して環境負荷を極力少なくする取組を実践することが必要です。



- 10 ● 室内の建材に含まれる化学物質によって引き起こされるシックハウス症候群や、建材から飛散したアスベストを吸い込むことによって起こる健康被害が重大な問題となっています。県民が安全に過ごすための室内環境の確保や解体時のアスベスト飛散防止などの作業員の安全対策が求められています。
- 11 ● 不法投棄防止強調月間（6月・9月）を中心に啓発活動を実施していますが、不法投棄を防止するためには、県民一人一人が「廃棄物の不法投棄は絶対にさせない、許さない」という意識を持ち、監視の輪を広げていくことが何よりも大切であることから、県民への意識啓発がより一層求められています。
- 12 ● 業務用エアコン、冷蔵機器、冷凍機器に使用されているフロン類について、今後温室効果が高い代替フロンの排出量が増大する見込みであること、フロン類の回収率が低迷していること、機器の使用時におけるフロン類の漏えいが従来の想定よりも多いことが判明したこと、国際的な規制強化の動きがあることから、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされています。

#### 23 施策展開の方向と取組

##### 24 水・大気環境に関する普及啓発

25 県民に対する生活排水の適正処理、低公害車の普及など環境に配慮した取組、事業者に対する環境負荷低減の取組の周知啓発を進めるとともに、大気環境や水環境等の監視結果などを公表し、環境保全への自主的かつ積極的な取組を促進します。  
26 水・大気環境課

##### 27 住宅・建築物に関する普及啓発

28 住宅におけるアスベスト対策やホルムアルデヒド等によるシックハウス対策について、県民からの住宅相談に応じるとともに、住宅・建築物における吹付けアスベスト対策のための各種補助制度の活用の普及に努めます。  
建築指導課

##### 29 不法投棄防止意識の普及啓発

30 不法投棄防止強調月間（6月・9月）に新聞、ラジオ等の広報媒体を活用した広報活動や産業廃棄物運搬車両指導検査などを集中的に実施するとともに、ホームページや啓発パンフレットを通した広報を日常的に行うほか、地域活動団体等が行う意識啓発活動を支援するなど、県民に対する不法投棄防止意識の普及啓発に努めます。  
31 産業廃棄物課

##### 32 フロン類の排出抑制、回収義務の浸透

33 業務用エアコンや冷凍機器などについては、機器の適正な管理を行うとともに、廃棄時において冷媒用フロンが、適正に回収されるよう関係事業者に対する普及啓発に努めます。  
34 水・大気環境課

1 8 生活環境の保全

2 (3)リスクコミュニケーションの推進

3 現状と課題

- 4 ● 近年、ダイオキシン類やアスベストなど様々な問題が指摘される中で、身近に存在する化学物  
5 質に関心を持つ人が増えています。
- 6 ● P R T R 法（化学物質排出把握管理促進法）において、対象事業者は、化学物質の管理の状況  
7 に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされています。
- 8 ● 化学物質の安全に関する適切な情報提供やリスクコミュニケーション（情報交換と対話）に  
9 よって、地域から信頼される企業となることが求められています。
- 10 ● 県内の事業者に対して、化学物質に係るリスクコミュニケーションを推進しており、徐々に定  
11 着しつつありますが、なお一層の定着を図る必要があります。

12 施策展開の方向と取組

13 リスクコミュニケーションの普及拡大

14 工場・事業場に対し、情報共有と信頼関係醸成のため、自らが積極的に地域住民等とリスク  
15 コミュニケーションを行っていくよう各種誘導施策を実施します。

16 水・大気環境課

17 (4)工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策

18 現状と課題

- 19 ● 工場、事業場における化学物質等による環境汚染事故や廃棄物処理施設における事故がいまだ  
20 発生しており、更なる事故の未然防止の徹底が求められます。

21 施策展開の方向と取組

22 環境汚染防止対策及び再発防止対策

23 工場、事業場及び廃棄物処理施設での環境汚染防止対策を促進するとともに、事業者に対し  
24 て事故発生時における被害の拡大防止や徹底した原因究明、再発防止対策の確立を指導します。  
25 一般廃棄物課・産業廃棄物課・水・大気環境課

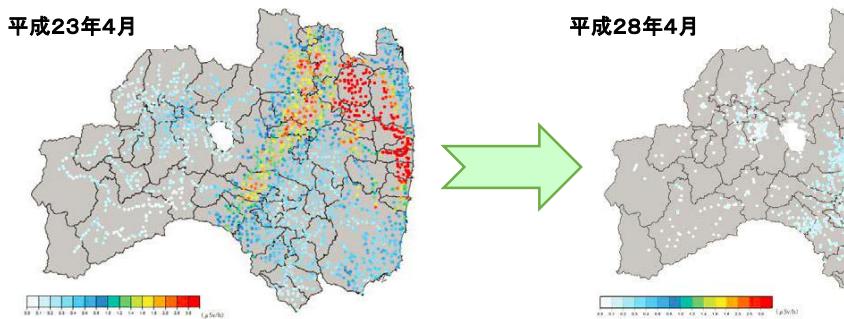
1 8 生活環境の保全

2 (5)放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復

3 現状と課題

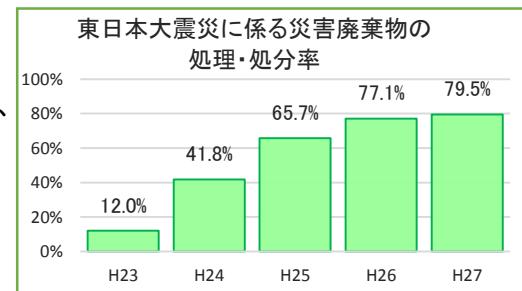
- 4 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、大量の放射性物質の放出により広範  
5 にわたって環境を汚染し、深刻かつ多大な影響をもたらしています。
- 6 ● 事故由来放射性物質による環境汚染対策の検討や、正確な情報発信による県民の安全・安心の  
7 確保等のため、きめ細かな放射線量の把握、放射線に関する分かりやすい情報提供などが求めら  
8 れています。

9 県内の空間線量率の推移



- 10 ● 原子力災害による避難者の一刻も早い帰還や、県民が安心して健やかで快適な暮らしを享受  
11 し、将来世代にも引き継いでいくため、放射性物質に汚染された県土の除染を迅速かつ確実に  
12 実施することが求められています。  
13 また、除染に伴い発生した除去土壌等が、仮置場等に大量に保管されており、その保管期間も  
14 長期化していることから、国が整備する中間貯蔵施設への早期搬出が求められています。

- 15 ● 放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物  
16 の処理について、処理施設等周辺住民の放射性物質  
17 に対する懸念から、処理施設における処分が進まず、  
18 燃却灰や下水汚泥などの廃棄物が大量に一時保管  
19 されており、速やかな対応が求められています。



- 20 ● 未来を担う子どもたちが、放射線等に関する科学的な理解を基にして、自ら考え、自ら判断  
21 し行動できる力や自分の言葉で他者に説明する力を育むことができるような教育が求められてい  
22 ます。

1 8 生活環境の保全 …(5)放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復

2 施策展開の方向と取組

3 環境放射線モニタリングの実施

4 県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壌、  
5 野生鳥獣等）の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施  
6 し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。

7 また、公表の方法を工夫するほか、県内だけでなく県外へも情報発信していきます。

8 放射線監視室・水・大気環境課・自然保護課

9 除染等の推進

10 市町村や国、専門機関等との連携の下、総力を結集し一体となって必要な除染に取り組み、  
11 人材育成、技術的支援、住民理解の促進など総合的な施策を展開していきます。

12 市町村と連携しながら現地調査を実施し、取組・進捗状況の確認とともに仮置場の適正管理  
13 に係る技術指針の改定を行うなど、今後とも、市町村の課題を丁寧に把握しながら、きめ細か  
14 な対応を行い、迅速かつ確実な推進に取り組みます。

15 なお、国に対して、必要な除染の確実な実施と予算の確保について、引き続き求めていきま  
16 す。

17 また、中間貯蔵施設の整備について、地権者説明の促進を図るため、国へ職員を派遣すると  
18 ともに、輸送ルート等に関する調整など、国、市町村等関係機関と連携して取り組んでいきま  
19 す。

20 さらに、国、県、大熊町・双葉町との間で結んだ安全協定に基づき、施設や輸送時における  
21 現地確認等を行い、中間貯蔵施設事業における安全・安心を確保していきます。

22 除染対策課・中間貯蔵施設等対策室

23 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

24 燃却灰や下水汚泥などの汚染廃棄物の処理が円滑に進むよう、住民の不安払拭に取り組んで  
25 いきます。

26 また、指定廃棄物\*1については、国が処理するまでの間、排出事業者等が適正に保管を行  
27 うよう指導・助言を行っていきます。

28 さらに、国が実施する既存管理型処分場を活用した特定廃棄物\*2の埋立処分事業について、  
29 施設や輸送時における現地確認等により安全・安心の確保を確保していきます。

30 また、災害廃棄物の適正な一時保管・処理方法の周知のため、専門家派遣や処理施設の立入  
31 調査を行うほか、既存処理施設の活用に向けた住民理解の促進に努めます。

32 一般廃棄物課・産業廃棄物課・中間貯蔵施設等対策室

33 発達段階に応じた「放射線教育の推進」

34 放射線教育を中心として、防災教育や道徳教育、人権教育、健康教育、キャリア教育、エネ  
35 ルギー教育等との関連を図った「ふくしま」ならではのカリキュラムの構築を図っていきます。

36 義務教育課

37 \* 1 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき 環境大臣が指定した、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物  
38 です。国が責任をもって処理することとなっていきます。

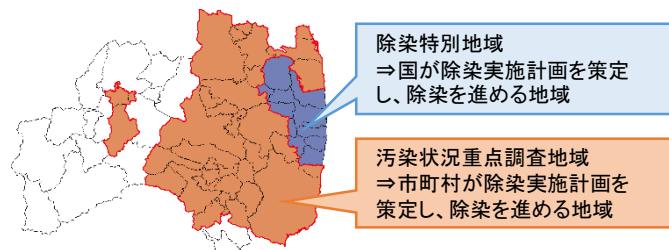
39 \* 2 対策地域内廃棄物(旧警戒区域・旧計画的避難区域等で発生した災害廃棄物や住民の方が一時帰宅された際に  
40 発生する片付けごみ)及び指定廃棄物を指します。

1 8 生活環境の保全

2 指標

3 【分野指標】

4 指標名	5 計画策定期 現況値	6 現況値	7 目標値	8 備考
9 環境基準(大気・水質) 10 達成率	11 H23年度 水質 92.8% 大気 73.5%	12 H27年度 水質 95.3% 大気 73.0%	13 H32年度 水質 100% 大気 100%	14
15 工場・事業場等における 16 リスクコミュニケーション 17 の実施件数	18 H23年度 81 件	19 H27年度 111 件	20 H32年度 170件以上	21
22 除染特別地域(国直轄 23 除染地域)における住宅 除染の進捗率※1	24 H24年度 田村市 : 99% 檜葉町 : 38% 川内村 : 100% 飯館村 : 1%	25 H27年度 田村市 : 100% 檜葉町 : 100% 川内村 : 100% 大熊町 : 100% 飯館村 : 100% 川俣町 : 100% 葛尾村 : 100% 南相馬市 : 88% 富岡町 : 100% 浪江町 : 48% 双葉町 : 100%	26 H28年度 ※2 <u>100%</u>	27
28 汚染状況重点調査地域 29 (市町村除染地域)にお 30 ける住宅除染の進捗率 ※1	31 H24年度 21.5%	32 H27年度 88.6%	33 H28年度 ※2 <u>100%</u>	34
35 東日本大震災に係る 36 災害廃棄物の処理・ 37 処分率	38 H23年度 12.0%	39 H27年度 79.5%	40 H25年度 ※3 100%	41
42 放射線教育に係る授業 43 を実施した学校の割合 44 (公立小・中学校)	45 —	46 H27年度 100%	47 H32年度 100%	48



35 ※1 各年度末までの計画数に対する実績数の割合を設定している。

36 ※2 市町村除染実施計画の最終年度となっている平成28年度末までを目標値として設定している。

37 ※3 国のマスター・プランにおいて平成25年度末に処理完了(100%)を目標としていたため。

## 1 8 生活環境の保全

### 2 指標

#### 3 【分野補助指標】

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
指標名	計画策定時 現況値	現況値	H32年度 目標値	備考																																											
産業廃棄物の不法投棄等の残存件数及び残存量	H23年度 59件 308,256トン	H27年度 <b>63件</b> <b>76,146トン</b>	減少を目指す	※モニタリング指標																																											
環境放射線量(各地方振興局等における空間線量率) 県北保健福祉事務所 郡山合同庁舎 白河合同庁舎 会津若松合同庁舎 南会津合同庁舎 南相馬合同庁舎 いわき合同庁舎	H24年度 (9月平均値) 0.69 $\mu$ Sv/h 0.51 $\mu$ Sv/h 0.21 $\mu$ Sv/h 0.09 $\mu$ Sv/h 0.06 $\mu$ Sv/h 0.37 $\mu$ Sv/h 0.10 $\mu$ Sv/h	H28年度 (9月平均値) <b>0.18 <math>\mu</math> Sv/h</b> <b>0.10 <math>\mu</math> Sv/h</b> 0.09 $\mu$ Sv/h 0.06 $\mu$ Sv/h 0.04 $\mu$ Sv/h <b>0.08 <math>\mu</math> Sv/h</b> 0.07 $\mu$ Sv/h	減少を目指す	※モニタリング指標																																											
放射線から安心できる生活空間で暮らしていると回答した県民の割合	H24年度 31.1 %	H28年度 <b>49.4 %</b>	上昇を目指す	意識調査																																											

#### 21 参考～放射線教育の取組～

放射線教育の推進については、基礎的な内容についての理解を深め、児童生徒が自ら考え、判断し、行動する力を育むことを目的に様々な取組を行っています。

##### ○授業などにおける実験器具の積極的な活用



簡易測定器による放射線測定

霧箱による放射線の飛跡の観察

各学校での放射線教育の取組を、各学校から保護者等へ情報発信

福島県の放射線教育の取組を、全国の都道府県へ情報発信

放射線について正しい知識を持ち、自ら考え判断し、行動できる力を備えた児童・生徒の育成

安心して福島県において生活していくことにつながっていく

##### ○実践協力校による授業公開の実施

##### ○放射線等に関する指導資料の作成と県内全小中高校への配付 —原子力災害資料や体験的な実践等について事例を紹介

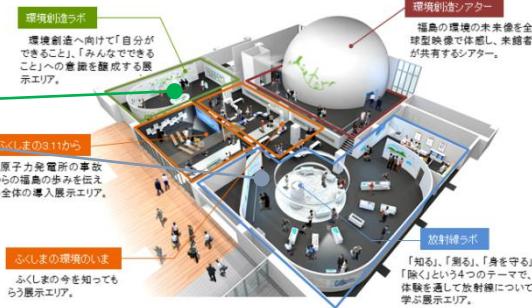
これからの放射線教育としては、各教科等で行う、防災教育、環境教育、食育、健康教育、エネルギー教育、キャリア教育、道徳教育、人権教育等との関連を図りながら推進していきます。

平成28年7月にオープンした環境創造センター交流棟との連携など、より体験等を重視した放射線教育について検討していきます。

##### ふくしま環境創造タウン



##### 放射線見える化ウォール



## 1 9 消費者の安全確保の推進

### 2 目 標

3 消費生活の安定及び向上を確保します。

4 (1) 自立した消費者の育成	66
5 (2) 消費者被害の救済	68
6 (3) 事業者及び事業者団体への監視及び指導	69
7 【消費者の安全確保の推進】指標	70

8 [関係する主な計画等]

- 9 福島県総合計画ふくしま新生プラン（企画調整部）  
10 福島県医療計画（保健福祉部）  
11 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（生活環境部）

1      9 消費者の安全確保の推進

2      (1)自立した消費者の育成

3      現状と課題

- 4      ● 社会経済の発展により、県民の消費生活は豊かで快適になったものの、一方では、消費者、特  
5      に高齢者や若者などの交渉力の点での弱者をターゲットにした悪質商法が横行しています。
- 6      ● 消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者を育成するため、消費生活を送る上で最低限  
7      必要な知識を身に付けるための適切な情報提供が求められています。
- 8      ● インターネットや携帯端末が普及拡大する中で、違法・有害情報のはん濫による個人情報の漏  
9      えいや各種詐欺等の被害に遭わないよう、県民一人一人の高い情報活用能力が求められています。  
10     また、アプリを利用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、安全確認や他人に  
11     迷惑をかけることのないように注意が必要です。
- 12     ● インターネット等で販売されている強壮用健康食品に健康被害のおそれのある無承認医薬品が  
13     全国的に発見されています。密売手口がますます密室化、巧妙化する覚せい剤の乱用も収束を見  
14     せません。さらに、危険ドラッグの乱用による健康被害や事件も全世界的に多発し、それらに対する対策の強化が求められています。
- 15     ● 食品の安全に関連して、食品の内容量表記や内容量の不足に対する消費者の関心が高まっています。また、インターネットによる不適正なはかりや内容量不足の特定商品\*1の販売が懸念されています。消費者が自ら判断できるための計量に関する知識や計量制度について普及啓発を図る必要があります。

20     \* 1 食料品や日用品等、生活に密接に関わりのある物質（精米など）で、計量販売が広く普及している商品  
21     を計量法で特定商品と定め、適正に計量されていることを義務付けています。

1      9 消費者の安全確保の推進 …(1)自立した消費者の育成

2      施策展開の方向と取組

3      消費者への情報提供

4      県消費生活センターの展示機能の充実を図るとともに、「ふくしまくらしの情報」の発行や  
5      ホームページによる情報発信等を通じ、県民が合理的な消費行動を行うために必要な情報の提  
6      供を行います。

消費生活課

7      世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施

8      消費者の情報収集能力には世代ごとに大きな差があり、また、必要となる情報も異なります。  
9      このため、出前講座の実施や各種資料を活用し、世代や生活環境等に応じたきめ細かい消費者  
10     教育及び啓発を行います。

消費生活課

11     情報活用能力の向上

12     個人情報の漏えいや各種詐欺等、違法・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のための指導及び啓発を行います。

13     情報政策課・文書法務課・男女共生課・こども・青少年政策課・義務教育課・高校教育課

18     消費者団体の育成

19     消費者団体に対する情報提供や県消費生活センターにおける活動スペースの提供を行うなど、  
20     自主的な活動を支援します。

消費生活課

21     薬物乱用防止の普及啓発

22     危険ドラッグの乱用による健康被害の恐ろしさや、覚醒剤等の違法薬物による社会的な弊害  
23     など正しい知識を広く県民に対して啓発を行います。若年層に対しては、街頭キャンペーンや  
24     薬物乱用防止教室により啓発を行います。

薬務課

25     計量に関する知識の普及啓発

26     県民が容易に理解し自ら判断できるよう、計量に関するホームページの内容を充実するとともに、イベントへの出展や消費者等支援事業等を実施し、計量に関する知識や計量制度の普及  
27     啓発を行います。

商工総務課

1 9 消費者の安全確保の推進

2 (2)消費者被害の救済

3 現状と課題

- 4 ● 県、市町村では、県民の生活を脅かす様々な消費者被害等の相談窓口として消費生活センター  
5 を設置しています。次々と巧妙化する悪質商法の横行により、消費生活相談内容も一層複雑  
6 化、多様化する傾向があります。
- 7 ● 平成27年度の消費生活に関する相談件数は6,083件で、前年度より3.5%程度増加しました。  
8 ここ数年の傾向として、最も多いのは携帯電話やパソコンなどの利用に伴うデジタルコンテンツ  
9 のトラブルで、次にインターネット接続回線に関する相談となっています。東日本大震災関連の  
10 相談は184件で、相談総件数の3.0%を占め、割合は年々減少していますが、原子力災害による  
11 食品の放射能関係の相談が多く寄せられました。
- 12 ● 複数のクレジットや消費者金融などから借入れをして返済が困難となる多重債務者は、貸金業  
13 法、出資法改正による効果などから、減少傾向にあるものの、依然として、多額の借入残高を有  
14 する層は現在も相当数存在することから、継続的に対策を講じていくことが求められています。
- 15 ● 医薬品に関して、医療機関から交付された医薬品の効能効果や副作用に関する相談、健康食品  
16 に関する相談が多い状況にあります。
- 17 ● 健康食品の摂取により医薬品と同じような効能効果が期待できると誤解している県民が多く、  
18 正しい知識を普及啓発する必要があります。
- 19 ● 消費者被害の救済のため、迅速かつ的確に相談に応じられるよう、相談機能の充実強化が求め  
20 られています。

21 施策展開の方向と取組

22 県消費生活センターの相談対応機能強化

23 県消費生活センターの相談時間を拡大するとともに、第4日曜日の無料法律相談のほか、平  
24 成28年6月より第4日曜日の電話相談の実施等に努め、消費者トラブルを抱える県民の利便性  
25 向上を図ります。  
消費生活課

26 市町村相談窓口の充実等の支援

27 最も身近な行政機関である市町村において消費者トラブルに関する相談が適切に行われるよ  
う、市町村の消費生活センターの設置や相談窓口の充実強化に向けた取組への支援を行います。  
28 また、すでに設置されている市町村の消費生活センターの間で被害情報の共有を行うなど、  
29 連携強化に努めます。  
30 消費生活課

31 多重債務者対策の実施

32 多重債務者対策については無料法律相談を実施するとともに、多重債務者対策協議会等で、  
33 市町村や府内外の関係機関等との連携の下、効果的な推進方策を検討します。  
34 消費生活課

35 製品事故の原因調査

36 消費者から寄せられた消費生活用製品の事故相談や情報に基づき、国民生活センター等と連  
37 携し事故の原因究明に努めます。  
消費生活課

38 医薬品に関する正しい知識の普及啓発

39 医薬品に関する正しい知識の普及啓発及び健康被害防止のため、医薬品等の苦情相談を実施  
40 します。  
薬務課

1 9 消費者の安全確保の推進

2 (3)事業者及び事業者団体への監視及び指導

3 現状と課題

- 4 ● 各消費生活センターからの情報等を基に、商品、サービス、契約等に関する事業者への調  
5 査・指導を実施していますが、最近は県外事業者の進出も多く、解決が困難な事案も多くなって  
6 きています。広域的な連携による監視指導が求められています。
- 7 ● ダイエット食品等に医薬品成分が含有されている無承認医薬品が店舗やインターネット等で販  
8 売されており、含有される医薬品成分等による健康被害が発生しています。県民への注意喚起と  
9 事業者への監視指導の徹底強化が求められています。
- 10 ● LPガスメーターや水道メーターなどの「特定計量器」（取引又は証明に用いる計量器）の  
11 檢定有効期間を経過した不適正使用が依然として後を絶ちません。また、スーパー・マーケットや  
12 小売店など、「特定商品販売事業者」（商品の内容量表記のために「はかり」を使用する事業  
13 者）は、適正計量を確保する必要があります。関係事業者に対する監視指導の強化が求められて  
14 います。
- 15 ● 貸金業者と資金需要者との間において、契約内容や取立行為等に関する苦情や相談等が寄せら  
16 れた場合は、迅速かつ的確に対応する必要があります。また、貸金業法に基づく登録業者が法を  
17 遵守するよう指導監督を行っていく必要があります。

18 施策展開の方向と取組

19 違反事業者への指導・勧告

20 必要に応じ事業者が守るべき基準を設定するとともに、基準や法律等に違反する事業者に対  
21 して、是正に向けた指導や勧告を行います。また、不当な取引を行う悪質事業者に対しては、  
22 消費者等からの情報を基に業務停止命令等の処分を迅速に行います。 消費生活課

23 国、他の都道府県、市町村との連携

24 国及び他の都道府県との情報共有を推進するとともに、市町村窓口との連携強化を行うこと  
25 により悪質事業者の早期実態把握に努めます。 消費生活課

26 事業者団体との連携

27 事業者団体との意見交換の場を確保し、各業界の情報把握に努めるとともに、関連事業者団  
28 体を通じた要請を行うことにより、県民の消費生活の安定及び向上に向けた業界全体の取組を  
29 促進します。 消費生活課

30 健康食品等による健康被害防止

31 県民に対して健康食品等をインターネット等により安易に個人輸入することの危険性につい  
32 て注意喚起を行います。

33 健康食品等の買い上げ検査により医薬品成分が検出された場合は、販売業者に対して販売・  
34 広告中止及び回収等の指示を行います。 薬務課

35 適正計量の徹底に向けた関係事業者への監視指導

36 適正な計量の実施の確保と消費者保護の観点から、特定計量器使用事業者及び特定商品販売  
37 事業者への立入検査を実施するなど、関係事業者に対する監視指導の強化に努めます。  
38 商工総務課

39 貸金業者に関する苦情相談等への対応

40 苦情や相談等により問題があると考えられる貸金業者に対しては、資金需要者保護の観点か  
41 ら隨時立入検査を実施し、違法行為や重大な問題が判明した場合は、法に基づき適正に対応し  
42 ます。 経営金融課

## 1 9 消費者の安全確保の推進

## 2 指標

## 3 【分野指標】

4 指標名	5 計画実施時 現況値	6 現況値	7 H32年度 目標値	備考
消費生活に関する相談員がいる市町村数	H23年度 10市町村	H27年度 17市町村	35市町村以上	

## 8 【分野補助指標】

9 指標名	10 計画策定時 現況値	11 現況値	12 H32年度 目標値	13 備考
県消費生活センターのホームページ等へのアクセス件数	H23年度 80,293件	H27年度 83,993件	上昇を目指す	※モニタリング指標
悪質事業者の処分件数	H23年度 2件	H27年度 0件	適切に対応する	※モニタリング指標
食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	H24年度 55.4 %	H28年度 66.0 %	上昇を目指す	意識調査

## 10 犯罪被害者等支援の推進

### 2 目 標

3 犯罪被害者等(犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者と  
4 その家族等)の権利利益を保護し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援します。

5 (1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進	72
6 (2) 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援	73
7 (3) 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発	75
8 【犯罪被害者等支援の推進】指標	76

9 [関係する主な計画等]  
10 福島県総合計画ふくしま新生プラン（企画調整部）  
11 ふくしま男女共同参画プラン（生活環境部）

1 10 犯罪被害者等支援の推進

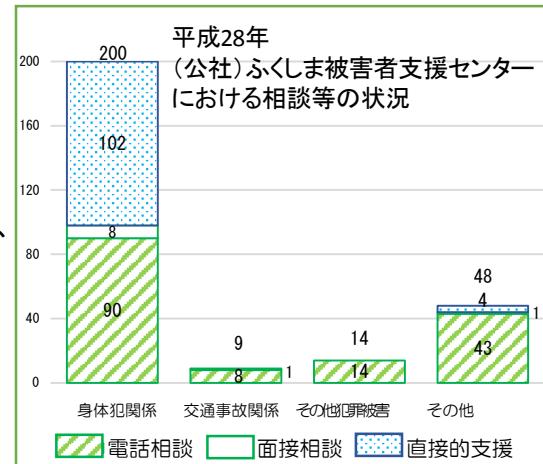
2 (1)犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進

3 現状と課題

4 ● 県内では、毎年多くの県民が犯罪や事故の被害に遭っていますが、すべての犯罪被害者等は、  
5 社会の一員として有する尊厳が尊重され、これにふさわしい平穏な生活が保障されなければなり  
6 ません。しかしながら、犯罪被害者等は、被害直後から精神的身体的苦痛に悩まされるほか、犯  
7 罪等の損害による経済的負担、犯罪捜査や公判への協力など、急激な環境変化への対応を強いら  
8 れることから、犯罪被害者等への十分な支援が求められています。

9 ● 犯罪被害者等の支援を行う民間団体は、長期間にわたる相談の対応や、病院、裁判所等への付  
10 き添いなど、様々なきめ細かな活動を行っており、その果たす役割は極めて重要です。途切れる  
11 ことのないきめ細かな支援を行うためには、人的・財政的基盤の強化が必要不可欠であり、民間  
12 団体の活動を支援し更に促進していくことが求められています。

13 ● 県内には犯罪被害者等を支援する団体として、  
14 (公社)ふくしま被害者支援センターがあり、  
15 同センターは、福島県公安委員会が「犯罪被害者  
16 等早期援助団体」として指定した県内唯一の民間  
17 被害者支援団体です。民間としての特性を生かし  
18 た支援活動を行っているものの、未だセンターの  
19 存在自体を知らない県民も多く存在することから、  
20 その活動内容等を含め、支援の必要性や重要性に  
21 ついて広く周知を図る必要があります。



22 施策展開の方向と取組

23 犯罪被害者等支援団体の活動促進

24 (公社)ふくしま被害者支援センターは、被害者等に対する電話及び面接相談、物品の供与  
25 又は貸与、付き添い支援などの役務の提供、犯罪被害者等給付金の裁定申請補助等のほか、犯  
26 罪被害者等支援の必要性・重要性に関する広報及び啓発事業等を実施しています。その円滑な  
27 活動を促進するため、各種援助を行います。

28 県民サービス課

1 10 犯罪被害者等支援の推進

2 (2)国、市町村その他の関係機関等との連携による支援

3 現状と課題

- 4 ● 犯罪被害者等支援については、平成16年に犯罪被害者等基本法が定められ、国、地方公共団  
5 体、国民の責務が明らかにされました。犯罪被害者等の多様なニーズに応えるためには、国、  
6 県、市町村、警察、医療機関等の関係機関等が相互に連携することが必要です。
- 7 ● 平成28年4月には、犯罪被害者等基本法第8条に基づき、第3次犯罪被害者等基本計画が閣  
8 議決定され、総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等が定められています。  
9 引き続き、国、県、市町村、警察、関係機関等が緊密な連携の下、犯罪被害者等のための施  
10 策を総合的かつ計画的に推進することが求められており、市町村等における犯罪被害者支援に關  
11 する条例の制定や計画・指針等の策定を支援する必要があります。
- 12 ● 犯罪被害者等に対する支援のために「福島県被害者等支援連絡協議会」及び警察署単位に24  
13 の「被害者等支援地域ネットワーク」を設置しています。連絡協議会は、県、警察、市町村、  
14 国、民間団体等78団体が相互に連携し、情報交換しながら各種支援活動を行っています。  
15 また、地域ネットワークは、多種多様な分野、業界の会員が連携し、被害者のニーズに対応し  
16 た実質的な各種支援活動を行っています。
- 17 ● 犯罪被害者等が身近な場所で途切れなく支援を受けられるようにするために、住民に最も身近な  
18 市町村に設置されている犯罪被害者等施策担当窓口において、犯罪被害者等が総合的な情報提供  
19 等を適切に受けられる取組の強化が求められています。
- 20 ● とりわけ性犯罪は被害者の尊厳を踏みにじる卑劣な犯罪である上、社会における誤解と偏見等  
21 から被害者が自責感をより強く感じるため、一人で悩み苦しみ、声に出せない被害者が数多くい  
22 ます。県、警察、医療機関、民間団体等が相互に連携し、性犯罪被害者の支援体制を充実させ、  
23 安心して相談できる環境の整備と適切な支援を行うための体制を構築する必要があります。
- 24 ● 平成25年4月に運用を開始した「性暴力等被害救援協力機関（SACRAふくしま）」は、  
25 福島県警、福島県産婦人科医会及びふくしま被害者支援センターの3機関が連携・協力して性暴  
26 力等の被害に遭われた方々の支援にあたるネットワークであり、ワンストップ支援センターの役  
27 割を担うものです。性犯罪は特に潜在化しやすいため、その活動内容等を含め広く周知を図る必  
28 要があります。

1 10 犯罪被害者等支援の推進…(2)国、市町村その他の関係機関等との連携による支援

2 施策展開の方向と取組

3 総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の推進

4 国、県、市町村、**警察**、関係機関等が緊密な連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的  
5 かつ計画的に推進するため、市町村における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定や計画・  
6 指針等の策定を支援します。

男女共生課・県民サービス課

7 関係団体等の連携による支援体制の充実

8 福島県被害者等支援連絡協議会及び各被害者等支援地域ネットワークの各会員相互連携によ  
9 る、各種支援活動や広報啓発活動が円滑に行われるよう支援します。

10 また、「犯罪被害者支援ハンドブック」を活用しながら、市町村、既存の民間団体、その他の  
11 関係機関団体と連携して犯罪被害者等の支援体制の充実に努めます。

12 県民サービス課・男女共生課

13 国、他都道府県及び市町村との連携による情報共有

14 内閣府が主催する都道府県・政令指定都市の担当課長会議及び北海道・東北ブロック研修会  
15 等において、国等との情報の共有を図るとともに、市町村職員等を対象とする犯罪被害者施策  
16 研修会などを通じ、市町村との連携を図ります。

17 男女共生課

18 市町村の取組の促進

19 市町村職員を対象とする犯罪被害者施策研修会等を通じて、被害者支援の意識の醸成、支援  
20 体制の充実を図ります。

21 男女共生課

22 関係機関等の連携による性犯罪被害者の相談・支援体制の充実

23 性暴力等被害者等を支援するため、福島県警、福島県産婦人科医会、ふくしま被害者支援セ  
24 ンターの3機関で運用している「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」に加え、関  
25 係機関団体等が連携・協力し、性暴力等被害者等が安心して相談できる環境の整備と適切な支  
26 援を行うため、更なる支援体制の充実を図るとともに、県民に広く周知広報します。

27 県民サービス課

## 10 犯罪被害者等支援の推進

### (3)犯罪被害者等の支援に関する周知啓発

#### 現状と課題

- 犯罪被害者等が、受けた被害から立ち直り、再び平穏に暮らせるためには、地域に住む人々の理解と配慮が欠かせません。また、県民一人一人が犯罪被害は決して他人事ではなく自らも犯罪被害者になりうるとの意識を持ち、犯罪被害者に対する理解を深める必要があります。
- 犯罪被害者等支援について、その重要性や必要性の県民への浸透が充分でない状況にあることから、広報啓発活動や情報提供を実施し、県民の理解を促進する必要があります。
- 犯罪被害者等が、精神的被害から早期に回復するための支援や、医療費等に係る経済的支援など犯罪被害者等の負担軽減のための各種制度の充実を図るとともに、これら制度を周知させる活動を促進する必要があります。
- 本県の子どもたちは、震災による被害が加わり、犯罪被害に遭った場合の精神的なショックは、他県の子どもたち以上となることが予想され、犯罪被害の現状や被害からの回復について、これまで以上に効果の方策を推進し、理解促進に努めていく必要があります。
- 児童生徒が被害者となる事件が発生していることから、学校における犯罪被害児童生徒等に対して的確に対応できる体制が求められています。

#### 施策展開の方向と取組

##### 被害者等支援に関する普及啓発

被害者等支援に対する県民の理解と協力を得るため、広報誌等の各種メディアを活用した広報、機会を捉えながらの被害者等支援講話、各種イベント会場内における広報など、あらゆる機会を活用した各種啓発活動に努めます。

県民サービス課・男女共生課

##### 犯罪被害者週間による周知啓発

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせて、啓発事業を集中的に実施するとともに、広報誌等の各種メディアを活用した広報などによる周知啓発に取り組みます。

また、市町村や関係機関・団体等に対して、同週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るために啓発事業を実施するよう働き掛けを行います。

県民サービス課・男女共生課

##### 各種公的制度の周知

診断書等経費や性犯罪被害者に対する初診料等の公費負担制度、カウンセリング制度など各種公的制度を実施するとともに、その制度の周知を図ります。

県民サービス課

##### 中高生等に対する被害者支援の啓発

中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組みます。

県民サービス課

##### 学校へのカウンセラー派遣

心に傷を負った児童生徒に対して、臨床心理に関する高度に専門的な知識・経験を持つスクールカウンセラーを派遣して心のケアに当たるなど、保護者・学校関係者等の連携の下、児童生徒がPTSD\*1等にならないよう、心の回復を支援します。

義務教育課・高校教育課・私学法人課

\* 1 PTSD (Post-traumatic stress disorderの頭文字) とは、心的外傷後ストレス障害といい、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後になって不安、不眠や関連する事物の回避傾向など、様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。

## 1 10 犯罪被害者等支援の推進

## 2 指標

## 3 【分野指標】

4 指標名	5 計画策定時 現況値	6 現況値	7 H32年度 目標値	備考
犯罪被害者等施策担当 窓口部局の設置市町村数	H24年度 51市町村	H28年度 59市町村	全59市町村	

## 8 【分野補助指標】

9 指標名	10 計画策定時 現況値	11 現況値	12 目標値	備考
県警察における被害者 相談窓口相談受理件数	H23年 11,127件	<u>H28年 18,837件</u>	H32年 適切に対応する	※モニタリング指標
ふくしま被害者支援セン ターにおける相談件数	H23年 145件	<u>H28年 271件</u>	H32年 適切に対応する	※モニタリング指標

## 第4章 推進体制

県は、第2章の「基本方針」を踏まえながら第3章の「県における推進施策」を実施し、地域課題解決に向けた県民等、市町村、県など様々な活動主体相互の協働（連携・協力）を推進するとともに、県民等や市町村の取組を支援していくこととしています。

第4章では、これらを進めるための体制について記載しています。

### 1 市町村、県民等との協働（連携・協力）

#### （1）積極的な県民参画

##### 推進方向

- 安全で安心な県づくりは、県民一人一人が、自らの身の回りの危険や不安に気づき、備えることから始まります。  
そして、できること、できないことを発見し、取り組めるところから実行することが大切です。
- さらには、互いを尊重し合い、情報交換しながら、信頼し合える関係を構築することが必要となります。
- 「協働（連携・協力）」は、それぞれが活動を行う際の大切な手法であり、地域内ばかりでなく、時には地域を超え、また分野を超えて、互いの知恵を持ち寄ることにより、相乗効果が期待できます。  
また、協働（連携・協力）は、互いの役割を理解した上で進めることができます。
- 安全で安心な県づくりは、地域コミュニティを基盤とし、県民の理解と積極的な参画を図りながら進めます。

安全で安心な県づくりを推進するため、各主体には次のような役割が期待されています。

##### 【県民の役割】

自らの安全確保に努めるとともに、地域に積極的に関わり、県、市町村及び他の県民等が行う施策、活動に協力して、安全で安心な県づくりを推進すること。

##### 【事業者の役割】

自らの事業活動に関し安全性を確保するとともに、地域住民の安心の獲得に向け、リスクコミュニケーションを行うこと。

県、市町村及び他の県民等が行う施策、活動に協力し、安全で安心な県づくりを推進すること。

##### 【地域活動団体の役割】

自らの活動目的に従い、様々な主体と協働（連携・協力）しながら地域課題解決に向けて自主的な活動を推進し、安全で安心な県づくりを推進すること。

##### 【市町村の役割】

安全で安心な県づくりの理念のもと、より住民に近い立場から、県民等が行う地域課題解決に向けた自主的な活動を促進すること。

推進体制の下、県と情報を共有し、緊密に連携すること。

##### 【県の役割】

基本的かつ総合的な施策を実施するとともに、広域的視点から、県民等が行う地域課題解決に向けた自主的活動を促進すること。

推進体制の下、市町村と情報を共有し、緊密に連携すること。

##### 推進施策

#### 安全で安心な県づくりの普及啓発

安全で安心な県づくりは「気づきと備え」から始まること、活動に際しては「協働（連携・協力）」が大切であることなどについて、多くの県民が集まる場など、様々な機会を捉え、広く普及啓発します。

1 1 市町村、県民等との協働(連携・協力)

2 (2) 協働(連携・協力)の推進

3 推進方向

- 4 ● 地域課題を発見したり、共に協働(連携・協力)しながら課題解決を行うためには、様々な  
5 情報を相互に共有していることが大切です。
- 6 ● 具体的な協働(連携・協力)につなげるには、相互に活動内容などを知り合う様々な機会が  
7 必要です。

8 推進施策

9 県、市町村、県民等の情報共有

10 【情報発信】

11 県、市町村、県民等が持つ様々な地域活動情報を収集し、一元的に発信します。

12 【窓口の明確化】

13 県、市町村、県民等の連携を推進するとともに、県民等が地域活動を行う上で必要な情  
14 報の入手や相談を容易にするため、情報相談窓口の明確化に努めます。

15 交流の促進

16 【様々な団体の交流の促進】

17 県、市町村、県民等が持つ様々な地域活動情報を収集し、一元的に発信します。

18 【交流を通じた人材育成】

19 協働(連携・協力)により課題解決に取り組んだ地域活動実践者などが、地域において  
20 リーダーシップを發揮しキーパーソンとして活躍できるよう、人材が育つ環境を整備しま  
21 す。

22 (3) 市町村及び県民等の活動に対する支援

23 推進方向

- 24 ● 地域での活動や支援の輪を広げるためには、最も県民に身近な自治体である市町村や県民等  
25 が行う活動を促進していく必要があります。
- 26 ● 特に気付き、学び、交流に関する様々な機会を提供し、あらゆる県民が活動しやすいように  
27 支援していくことが重要です

28 推進施策

29 市町村の取組への支援

30 安全と安心に関する情報や支援情報など、的確な情報の提供、技術的な助言などを行いま  
31 す。

32 県民等の活動への支援

33 県民の活動に役立つ様々な情報を収集し、あらゆる県民にとって利用価値の高い、気付き、  
34 学び、交流に関するきめ細かな情報を提供します。

35 また、学び、交流の機会を設け、地域での人材育成につながるよう支援を行います。

36 【気付きの機会の提供】

37 条例、基本計画、地域別分野別の様々なデータを分かりやすく提供するなど、気付  
38 きの機会を提供し、身近なところからの取組を促進します。

39 【知識や技術を学ぶ機会の提供】

40 説明会、出前講座、各種研修会など、県民が学習できる機会を提供し、実践への契  
41 機とします。

## 2 県組織としての連携体制

### 推進方向

- 県は、地域活動における各主体間の連携を推進し、市町村及び県民等の活動を支援するため、県組織における体制を整備する必要があります。

### 推進施策

#### 活動実践者、有識者等による支援

地域活動の実践者や有識者等で構成する「福島県安全で安心な県づくり推進会議」の委員から、それぞれの立場からの専門的な助言や協力を得ながら、安全で安心な県づくりを進めます。

#### 関係部局等との連携

関係部局各課で構成する「安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議」を核として情報を共有し、全庁的な進行管理を行うなど、緊密な連携の下、取り組みます。

## 3 緊急時の体制等の整備

### 推進方向

- 県は、地域活動における各主体間の協働（連携・協力）を推進し、市町村及び県民等の活動を支援するために、県組織における体制を整備する必要があります。

### 推進施策

#### 全庁的な危機管理体制の推進

想定外を含むあらゆる危機事象の発生時には、県民の生命、身体、財産の保全を最優先に、迅速かつ的確に対応し、速やかな復旧に努める必要があります。そのため、「福島県危機管理体制方針」の考え方の下、情報収集機能の強化と迅速で的確な情報発信に努め、各主体と連携し、危機発生の未然防止はもとより、危機発生時の被害軽減、速やかな復旧が円滑に行われるよう努めます。

## 指標

指標名	計画策定時 現況値	現況値	H32年度 目標値	備考
地域住民やNPO等による地域づくり活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	H24年度 15.2 %	<u>H28年度 20.0 %</u>	上昇を目指す	意識調査



# 參考資料

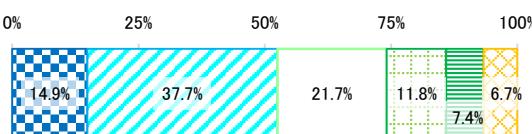
# 参考資料 県民の意識調査結果

県では、「安全」「安心」に関する県民の意識調査を行っておりますが、その結果は次のとおりです。

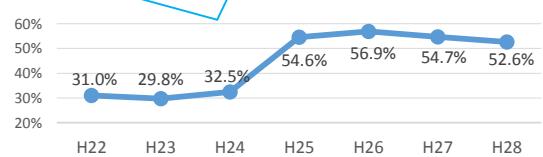
## ◎平成28年度県政世論調査（平成28年10月）



○あなたの暮らす地域は、自然災害や大規模な火事災害などに対して、安心して暮らせる災害に強い地域だと思いますか。

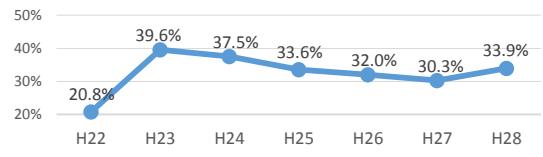
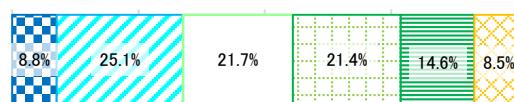


「はい」・どちらかと言えば「はい」と答えた人の推移

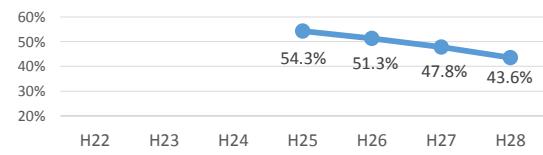
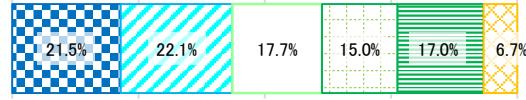


※H22-24年度調査の質問は「あなたの住む地域は、水害、地震、火災などの災害に対して備えが充実した安心できる地域だと思いますか。」

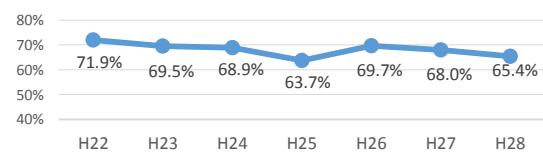
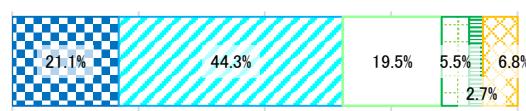
○あなたは、大規模災害に備えて、避難場所の確認や食料の備蓄などを行っていますか。



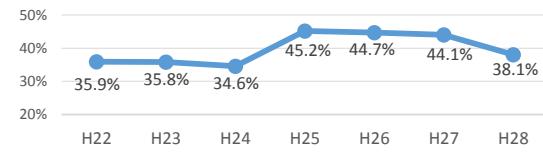
○あなたは、福島第一原子力発電所事故の発生により、長期にわたる健康不安を感じていますか。



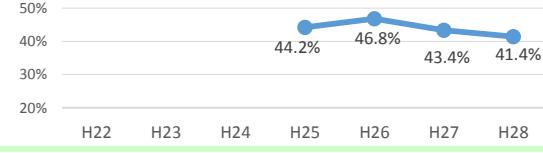
○あなたの暮らす地域は、児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと思いますか。



○あなたの暮らす地域は、交通事故がなく安心して暮らせる環境が整っていると思いますか。

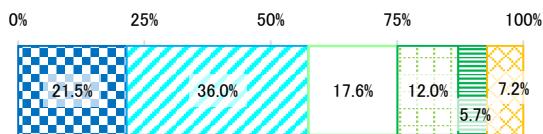


○あなたは、暮らしている地域の夜間や休日の救急診療に不安を感じていますか。

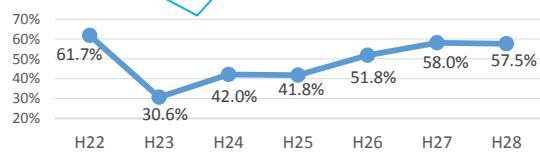


## 参考資料 県民の意識調査結果

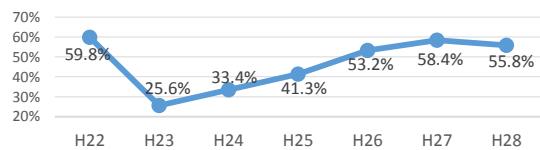
○あなたは、毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていますか。



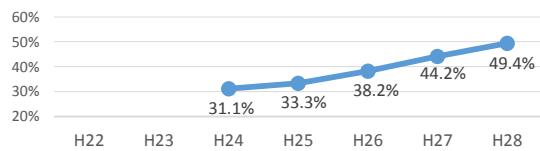
「はい」・どちらかと言えば「はい」と答えた人の推移



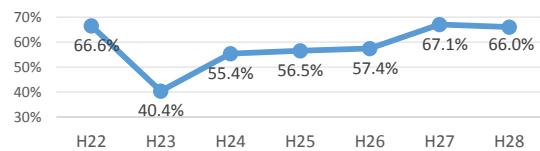
○あなたの暮らす地域は、水や大気など生活環境の安全が確保されていると思いますか。



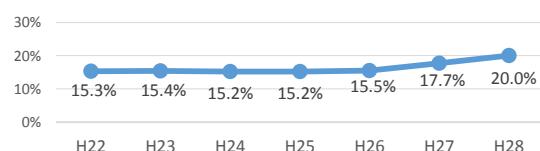
○あなたの生活空間は、放射線から安心して暮らすことができる空間ですか。



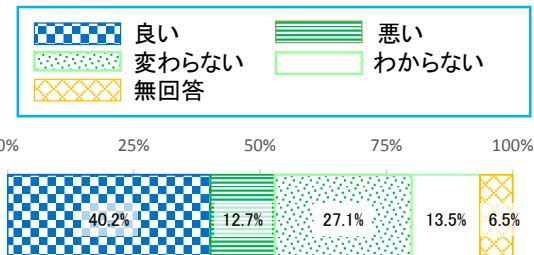
○あなたは、食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていますか。



○あなたは、住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していますか。



●現在あなたが住んでいる地域（仮設住宅・借り上げ住宅も含む）の治安は良いと思いますか。



「良い」と答えた人の推移 ※



※H22-25年度調査分は、質問「あなたの暮らす地域は、犯罪がなく安心して暮らせる地域だと思いますか。」に対し、「はい」「どちらかと言えば『はい』」と答えた人の割合